

9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|---------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 | 上 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 | 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 | 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 | 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) スタンプラリー消費回復応援事業についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) with コロナ時代について | 祢津明子 議員 |
| (3) 防災対策についてほか | 玉川清史 議員 |
| (4) 新工業団地造成と坂城インター先線の整備について | 大日向進也 議員 |
| (5) 新型コロナウイルス感染症対策について | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今、私たちは、新しい生活様式を実行しつつコロナ禍の長期化に挑んでいます。そんな中、政府は新型コロナウイルスのワクチン確保に予備費6,714億円を支出することを決め、来年前半までに全国民分の提供ができるだけのワクチン数量を確保すべく取り組んでいくと、昨日発表がありました。この財政措置により、供給を受ける企業の交渉進展を望むところであります。

さて、今回のコロナ禍にあって、当町では経済危機を乗り切るため、様々な支援策を実施していただきました。今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、商工業や教育現場、あらゆる場面で感染抑止の対策の中頑張っていたいただいております。今回は、その取り組みについて質問させていただきます。

1点目として、スタンプラリー消費回復応援事業について。

この事業は期間を6月1日から8月31日とし、2回実施の上、ダブルチャンスも企画応募券により大型商品などが当たる抽選会も設けるというちょっぴり夢のある、そして、多くの町民が参加して、町の商業の経済を回復するというすばらしい企画でありました。ちなみに私も2回とも応募いたしました。先日、抽選会のダブルチャンスのお知らせがまいりました。商工会の皆さんには、当初引換え会場が商工会のみでしたが湯さん館を増やしていただき、なおかつ、土日も

商工会で引換券の受付を行っていただきました。心から感謝申し上げます。

さて、この事業どれだけ多くの町民が挑戦したでしょうか。また、町の商業の消費回復の効果はあったのでしょうか。その結果が大変気になるところであります。そこで、今回この事業の検証をして改善点を踏まえ、今後の新たな事業への参考にしていきたいと思い、何点か質問をさせていただきます。

(イ)として、取り組みの成果と課題について。

まず、1点目として、今回の取り組みの成果について、この町に住む約6千世帯の町民の心をつかむことができたでしょうか。その事業の取組状況と成果について伺います。

2点目として、今回の取り組みは名前のとおり異なった店舗5店を利用し、スタンプを集めるという内容でした。取り組みを開始してから私のところにも様々な問合せがありました。そこで、今回の取り組みの結果から様々な課題や問題点が生まれたと考えますが、今後の取り組みに向けてその課題をどう捉えているでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 1、スタンプラリー消費回復応援事業について、お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ収束の兆しは見えず、地域経済に甚大な影響を及ぼしております。各地域でのイベントや行事は、3密回避が難しいなどの理由から延期や中止となり、飲食店での会食なども自粛されるなど商業や飲食に係る様々な需要が減少し、地域で事業を営む商業店舗等の経営は非常に厳しい状況が続いております。

町内の飲食業や小売業などの事業所においても、売上げが低迷していることから、町内における消費喚起を促し、早期の経営回復と安定化を図るため、スタンプラリー消費回復応援事業を町商工会に委託をして、実施してまいりました。

スタンプラリーは、6月と7月の2回に分けて、それぞれの月に使用する台紙を全戸配布いたしました。スタンプラリーに参加する町内の店舗で、千円以上のお買物やお食事をしてお店でスタンプを押していただき5店舗分のスタンプを集めて、商品券引換所とした商工会及びびんぐし湯さん館に提出すると、もれなく千円分の商品券を進呈いたしましたところでございます。

町の商業店舗にとっては、千円以上の買物をしていただき、さらに商品券の利用による買物をしていただけるということで、2重の効果が生まれることとなりますので、売上げの増進に寄与できたものと考えております。

また、町商工会独自の取り組みとして、引き換えたスタンプの台紙を応募券として行うダブルチャンス抽選会では、景品を町内の商業店舗から調達することで、店舗の売上げに貢献するとともに、景品による消費者の購買意欲の向上を図ることができたものと考えております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業の成果内容について、順次、お答えをいたします。

最初に、地区別応募者数でございますが、6月分の合計は355人分引換えがされ、その内訳

としましては、坂城地区が147名、中之条地区が58名、南条地区が62名、村上地区が88名でございました。

また、7月分の合計は510人で、その内訳は坂城地区が229人、中之条地区が73名、南条地区82名、村上地区126名でございました。

2か月分を合わせた合計は865人で、その内訳としましては、坂城地区376名、中之条地区131名、南条地区144名、村上地区214名でございました。

また、6月と7月の両月を利用した人は287名で、実際に、このスタンプラリー2か月間で参加いただいた実数は578名でございました。

続きまして、地区別の店舗の利用状況についてお答えをいたします。

6月分につきましては、111店舗、1,775名の方にご利用いただき、その内訳は、坂城地区では57店舗、805名、中之条地区では16店舗、145名、南条地区では14店舗、105名、村上地区では24店舗、720名でございました。

7月分につきましては125店舗、2,550名の方にご利用いただき、その内訳は、坂城地区では65店舗、1,067名、中之条地区では19店舗、226名、南条地区では15店舗、153名、村上地区では26店舗、1,104名でございました。

2か月分を合わせますと、坂城地区では122店舗、1,872名、中之条地区35店舗、371名、南条地区29店舗、258名、村上地区50店舗、1,824名で、町内合計で236店舗、4,325名の方に各地区で利用していただきました。

傾向といたしましては、坂城地区、村上地区の店舗での利用が多くなっており、食品や生活雑貨など幅広く商品を販売している大型店舗での利用を中心に、地域の皆さんが買物をされた結果が見て取れました。

また、865名の方にそれぞれ5店舗ずつご利用いただき、進呈した坂城商品券分と併せ500万円以上の経済効果があったものと考えられるところがございますが、買物については、1店舗千円以上ご利用されていると考えますと、実際にはさらに効果があったものと考えるところがございます。

続きまして、今回の取組結果から課題をどう捉えるかということでございますけれども、今回のスタンプラリー消費回復応援事業は、6月、7月におけるチラシの全戸配布や、町と町商工会ホームページへの掲載、町広報誌、防災行政無線による放送、すぐメール、SNSなどによる情報発信のほかに、協力店には店頭取扱店である旨のポスターの掲示をいただくなど、多くの皆さんにご利用いただくため、周知を行ってきたところでございます。

ご利用いただいた世帯は、町内の約1割の世帯ということで、課題の一つとしましては、周知・情報発信の方法について、より多くの方の目に触れ、どんな事業なのか知っていただくため、さらなる方策が必要であると考えております。

また、商品券への引換えにつきましては、6月中旬からは、土日祝日、夕方営業しているびんぐし湯さん館も引換所として増やし、引換えをした16%の方が利用されている状況でありますので、利用者の利便性を図ることも今後の課題であると感じているところでございます。

また、消費喚起という観点で考えますと、台紙は世帯で1枚ではなく、希望される方には、1枚以上ご利用いただけるようにすることも一つの方法であったかと考えるところでございます。

本事業の実施につきまして、スタンプラリーに参加された方や商業店舗等の事業主の方にもご意見などをいただくとともに、今回の事業を実施する中で、出された課題を委託先の町商工会とともに検証し、新たな消費喚起策や今後の経済回復事業などに生かして、早期にコロナショックから抜け出せるよう、事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、担当課長より詳しい内容について、ご説明をいただきました。

私的には、今回ダブルチャンスがあって、大変楽しみにしておりました。今、お聞きいたしますと、世帯の約1割の参加だったということで、経済効果は520万円ほどの効果があったというのが見て取れておりますが、約9割の世帯が参加ができなかったということが大きなポイントかと思えます。町民の心理といたしまして、こういう事業、やりやすいということが1点と、そしてまた、引きつける魅力がどれだけあるか、これが町民としては挑戦したいと思うポイントだと思えます。

私も何人かから聞き取りをしてまいりました。その中で1点、商品券、今回千円をいただいたわけですが、もらってもなかなか使うお店が限られているという声、それから今回、取扱店が最初から明確でなかったことが一つはネックとなりまして、高齢者の方が行っても買い物終わったらスタンプついていただけないお店があったということで、その点が1つ残念だったなと思えます。で、そこで一つお伺いしたいと思えます。

今回商工会に委託して行いましたが、400万円という商品券の予算を投資したわけですが、これによって、最初から応募者数の目標というのほどのように立てられて努力されたか、その点についてお聞きしたいことと、それから、あと商品券の登録店舗の拡大については、これは商工会にゆだねなければならないわけですが、どのようにお考えでしょうか。この2点についてお伺いたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

スタンプラリー消費回復応援事業の目標設定についてのご質問でございますけれども、スタンプラリーの利用件数を1か月当たり町内全世帯数の約半数相当となります3千件、スタンプラリー実施期間とした2か月間で6千件の利用を想定して事業を組み立てております。多くの皆さんにご利用いただきたいという希望も込めて事業設計をいたしましたけれども、実際の利用は想定1割程度ということでございます。委託先の町商工会ともしっかり事業検証を行いまして、次につなげてまいりたいと考えております。

それから次に、坂城商品券の関係でございますけれども、町商工会による共通商品券ということで、町商工会の会員店舗から加盟店を募り町内での商品を促すための販売促進事業として取り組まれているものでございます。坂城商品券を取り扱う加盟店を増やすということで、まずは、町の商工会の会員になっていただく必要があるかと思っております。

町商工会では、商品券事業に限らず、様々な事業所支援を展開する中で、会員の拡大とともに商品券加盟店の拡大に向けて推進されておりますけれども、町といたしましても、町内店舗での消費喚起に向けて、また町民の利便性の向上を図るため、さらなる商品券加盟店の拡大に向けて、町商工会に働きかけていきたいというふうに考えております。

11番（吉川さん）　今回は、先ほども周知の徹底をよくやっていただいたと思います。しかし、最初の出だしから徹底した店舗に対するポスターの掲示とかができていなかったということがこの出遅れにつながったのではないのかと私は思います。声が多かったのはスタンプをついたシートを、引き換えする場所が限られているということが、なかなか足が遠のいてしまったということも一つの原因ではなかったかと思っております。

今回は、先ほどの3千件、約2か月で6千件ということで、消費効果とすれば3,600万円を見込んでいたということでもあります。それを考えますと、ちょっと残念だったかなと思っておりますが、今後に生かしたいと思っております。

昨日、須坂市の取り組みが信毎に出ておりました。プレミアム商品券1万円分が5千円で4セットまで購入できるというものでした。これは、県内在住の方誰でも購入できるということです。使用期限が10月末までという短期間のこの内容でありましたが、こういう思い切った取り組み、これも大事かと思いました。今後、この結果から出た教訓を町民の心をつかむ施策に、ぜひ生かしていただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、保育園などのコロナ対策について。

(イ)、小学校と保育園の対応について。

文科省は8月6日発出の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの中で、清掃・消毒について、作業をスクール・サポート・スタッフや外部人材の活用、また業務委託を行うことによって各学校における教員の負担軽減を図ることが重要だとうたっていました。

そこで、コロナ対策に大変ご苦労されている3小学校を回らせていただき、状況を伺ってまいりました。

今回、国の第2次補正などによりまして、ハード面では大型扇風機、ミストシャワー、非常用の簡易ベット、プロジェクターなどそろえることができ、大変ありがたいと喜んでおりました。

新しい生活様式の中で、30人以上のクラスは教室を大きい部屋に移動したり、3密への配慮

と児童を感染から守る体制がしっかりと取られておりました。そして、スクール・サポート・スタッフ、これも3校でしっかりと配置をして取り組んでおられました。

さて、同じように、保育園にも行ってまいりました。ハード面では、机やパーテーション、トイレのアコーディオンカーテンなどそろえたそうです。そして、保育園は未満のお子さんから預かっておりますので、3密を避けるということとはできない状況の中、換気をよくしてお昼寝を広いお部屋に移したり、様々工夫をして乳幼児の健康に気遣っていただいております。その中、掃除や消毒についても交代で行っているわけですが、今まで以上にやるが増えている中、先生方は感染症を出さないというプレッシャーと戦いながら、緊張の毎日の中で頑張っている姿がありました。

この目に見えないくらいの精神的な負担、これを感じたときにこの学校と保育園の違いを私は感じました。先生は決してそのことをおっしゃいませんでしたが、そこで、保育園にも消毒・清掃などに対して、町として人的配置もしくは何らかの支援ができないか、その点についてお考えをお聞きいたします。

(ロ)として、幼稚園と保育園の情報共有について。

いよいよ、ウイズコロナの中で、あらゆる行事や子どもへの対応をしていかなければなりません。今回、保育園も運動会を行うことになりました。様々な行事が中止される中、実施への思いをお聞きすると、先生は子ども達の一生の中で今しか経験できないことがある、だからやらせてあげたいと胸が熱くなりました。また、幼稚園に行きましたら、一生懸命運動会の練習をしていました。

さて、当町には、3保育園と1つの幼稚園があります。現在は、3保育園が定期的に会議を行っておりますがコロナ禍の中にあって、一番感染リスクの多い中で頑張っていただいているのが保育士さんたちです。

そこでこの会議、一つの町の子どものために、幼稚園も一緒に情報共有や情報交換ができる、その後の対応も安心して同じペースで進められると思います。その点についての考えをお聞きいたします。これで、1回目の質問を終わります。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、保育園などのコロナ対策について。

(イ)、小学校と保育園の対応についてお答えします。

今年度4月からの保育園の状況でございますが、県において4月9日から2週間の感染対策強化期間の取組強化の呼びかけを受け、4月10日から町内小中学校の一斉臨時休業の実施と合わせて、密集する保育環境をできる限り回避するため、可能な家庭につきましては、利用を控えていただくようご協力をお願いいたしました。

その後、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、保育園の利用を控えていただく期間を5月24日まで延長し、家庭での対応にご理解・ご協力をいただきました。

この間、保育園では休園することなく、通常保育を実施していましたが、日々の保育の中では、感染対策として石けんを用いた手洗いを園児だけでなく保育士も行う中、アルコール等による手指消毒の徹底を図ってまいりました。

また、現在のコロナ禍における感染症対策といたしましては、毎朝家庭において園児の検温とチェックカードを記入しご提出いただくことと、園内においては、園児の手が触れる机や椅子、玩具やドアノブなど表面の消毒を毎日行っております。

そして、エアコンを利用する際にもこまめに換気を行い、保育室内の空気の入替えに努めております。

除菌や消毒や清掃につきましては、これまでも実施をしてきましたが、保育室をはじめ施設内において回数を増やし、より丁寧に行っているところでございます。

今回のコロナ禍におきましては、保育士の負担が増えている状況ではありますが、施設内の消毒等について、すぐに使用可能な消毒液による作業や手間のかからない使い捨てタイプ用品の使用、2人1組で作業を行うことで時間短縮を図るなど、保育以外の負担を少しでも軽減できるような取り組みにより実施しております。

現在、これらの作業はパートの保育士を含め職員全員で取り組み、日々の業務の中に定着しつつありますので、時間勤務内に効率よく実施できているものと考えております。

なお、施設の衛生管理面においては、消毒液による掃除用の衛生用品などの消耗品と、園生活の中で食事など密にならないため机などの備品を購入するために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国の補助事業を活用してまいりました。

保育園運営につきましては、コロナ禍の4月以降、園で行う行事等につきましては、保護者の皆様のご理解をいただく中で、内容を変え時間を短縮するなど、感染症対策上のリスクに配慮したものに变更しながら実施をしてまいりました。

また、毎日登園する園児・職員と同様に、そのご家族の健康面についても、体調の変化に留意していただくとともに、園児の送迎の際には各クラスへの立入りを極力控えていただくなど、感染防止を図るため入室者を限定し対応しているところでございます。

保育園においては、保育が必要な乳幼児に対し保育を提供するという重要な役割を担っていることから、できる限り休園することがないよう園内感染をはじめ、外部との接触には十分注意しておりますので、ボランティア等の受入れなど、人的支援についても控えさせていただいている状況でございます。

今後、継続して保育を実施できますよう、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、再度手洗い、うがいなどを習慣づけ、定期的な部屋の換気、園内の消毒を徹底するとともに、限られたスペースの中ではありますが、密にならないよう工夫をしてまいります。

また、今回のコロナウイルスについては、誰もが感染する可能性があることから、感染者に対

する偏見が生じないよう人権に配慮し、安心して日常生活が送れるよう保育士間での理解を深め、保護者等への啓発・情報発信に努めてまいります。

続きまして、（ロ）幼稚園と保育園の情報共有についてお答えします。

町内には、南条・坂城・村上の各地域に1つずつの保育園3園と、私立幼稚園1園がございます。

幼稚園と保育園には様々な違いがありますが、目的としての違いは、保育園は親の就労等により保育に欠ける家庭の子どもを預かり、保育することを目的とした児童福祉施設であり、その対象は0歳から5歳の乳幼児となっております。これに対し、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、その心身の発達を助長することを目的とした教育施設であり、対象は満3歳から5歳の幼児になります。

町内の幼稚園につきましても、県の認可を受けた施設であることから、その位置づけは教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を提供する施設になります。加えて今年度からは、子ども子育て支援法に基づき、国・県、そして町からも給付を受ける施設型給付の幼稚園に移行しましたので、町の保育園と同様に幼稚園の利用状況を確認する中で対応していくことと変わりました。

保育園と幼稚園、いずれも小学校の就学前の子どもの利用する施設として、子どもが健やかに成長するための適切な環境が確保されることと、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことが大変重要であると考えております。

町では、幼稚園に在園する子どもに対しましても、保育園と同様に5歳児の発達相談を実施するとともに、専門職の所見から適正な指導・支援につながるよう関係者による情報交換・情報共有を図り対応をしております。また、転入等により幼稚園や保育園に途中入園する園児につきましても、町で把握できる情報が少ないため、子どもがクラスになじむまでに時間がかかったり、保育士とのコミュニケーションが難しいといったケースなどがあります。

このような場合、保育園だけでなく幼稚園とも情報共有を図るため、預かりや送迎サービス等を行う事業者や保健センターの保健師、カウンセラー、子育て支援センター相談員による子ども家庭への支援会議を設けています。

今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み等についても、状況の変化に合わせた情報交換を電話連絡のほか、同席する会議の場でもその都度機会を捉えて行っていました。

坂城町の未来を担う子どもについて、保育園・幼稚園という枠にとらわれず、「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの下、子ども達が同じ地域の中で心身ともに健康で豊かな感情を育めるよう、保育に携わる職員同士の交流も必要だと考えております。

ご質問にありました保育園と幼稚園との情報共有につきましても、これまでも行われてきたところではありますが、平成30年度より子ども支援室として、幼稚園・保育園の両方を所管する体

制が整ったことから、より一層の共有が図られているものと考えております。

今後も、子どもの発達の特性を踏まえた保育や幼児教育、クラスづくりのために必要な子どもとの関わり方など、保育園・幼稚園の職員が共に理解を深めるための交流の機会を増やし、さらなる情報共有に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、子ども支援室長より詳しい内容のご説明いただきました。

幼稚園との情報共有につきましては、私もちょっと行ってお話を伺う中で、室長がいつも来ていただいて保育園での内容とかいろいろ情報をいただいていますというお話でした。

しかし、今もこれから交流の機会を深める中でというお話がありましたので、ぜひ、同じ段階で一つ一つ進められるような形で、今後考えていただきたいと思います。

さて、全国保育協議会などの調査によりますと、コロナ対応が続く中で、保育士の9割が3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあることをストレスの要因として挙げているということです。手をつないだり抱き上げるなど、子どもとの身体的接触は避けられません。それは他人と触れ合うことは、子どもの健やかな成長に欠かせないものだからです。感染リスクにさらされながらも、献身的に子ども達の保育に当たっていただいています。

当たり前と言ってしまうかもしれませんが、なおかつ、厚労省のガイドラインに沿って日々消毒作業も行っています。先ほどもご説明の中に、より丁寧に時短の作業、使い捨てをしながら時短の作業でやっていますという職員みんなで協力してやっているというお話でありました。

そして、園児については、園の中には保護者も入れないということで、引渡しも外でということで、それについても大変な苦勞ではないかと思えます。今のお話ですと、外部の人材は活用が難しいということでございました。

さて、他の自治体では介護職など同様に感染リスクを抱えながら勤務を続けていることに感謝する慰労金や応援金として支給を決めているところもあります。これは厚労省から保育園は利用者数に関わらず、運営費が通常どおり支給されていること、国からはお金が出ないということで、そのように自治体が自主的にやっているというお話のようですが、こういうお話もある中で、今、人的配置が無理ということでしたが、私は現場を見る中でこの支援をもうちょっと、町でお願いできないかということを考えますが、その点についてご答弁お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

保育現場への人的支援についてでございますが、保育園におきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、園児の手が触れる机や椅子、ドアノブなど共有箇所の消毒ということは、これまで行ってまいりましたが、それに加えまして、消毒に際してはできるかぎり手間のかからない用品、こちらを使用して負担軽減に図る中で取り組んでいるところでございます。

コロナ禍におきまして、保育園を継続して運営していくためには、保護者の皆さんにもご理解

いただく中で、短時間立入り箇所を必要最小限に控える等の対応も行っていたいております。そういったことから、ボランティアの受入れも含め、外部との接触を可能な限り控える中での対応とさせていただきますが、この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、短期間で終束するものではないと、新しい生活様式を取り入れましたウイズコロナ、こちらの対応が必要になってくるということも考えております。当面は、現在の体制を継続してまいりたいと考えておりますが、今後につきましては、さらに新たな業務が発生するなど、勤務時間内での対応が難しいといった状況が発生した場合には、地域ボランティアの活用による人的支援等につきまして、保育現場とも相談しながら、その対応について検討してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 新たな業務が増える中で、また、人的支援については検討していくという答弁をいただきました。保育士さんがおっしゃってありました「私たちは働くお母さんを助けているんです。気持ちよく働いてもらえるように、だから自分も絶対コロナに感染しないよう、毎日が緊張の連続です。」重い言葉でした。どうか、この現状把握をしていただく中で、今後検討お願いしたいと思います。

続きまして、3点目として、新生児特別臨時給付金について。

今回、全家庭に1人10万円の特別定額給付金が支給されました。当町でも、99.78%の世帯に支給が完了したと伺いました。町の担当課、全職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、国では後追いで、この第2次補正予算の中で、4月28日以降に誕生した新生児に対する給付金の支給も対象とするという発表がありました。当町では、地方創生臨時給付金の用途は決定しておりますので厳しいわけですが、考えてみますと、明年4月1日までに生まれた新生児は同学年になるわけです。そう考えますと、このコロナ禍の中で、不安と戦いながら出産されるお母さんの苦労にお応えしたい、そのように思い質問をいたします。

何とか町単独でこの4月28日以降生まれた新生児にも特別定額給付金の支援を実施していただけないか、お考えをお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいまの3番目の質問としまして、吉川議員さんから新生児特別臨時給付金についてのご質問をいただきました。

今お話ありましたように、4月28日以降にお生まれになられた新生児にも支援をとということございますけれども、ご質問にありましたように今回の特別定額給付金に関しましては、国内における新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、国民が外出自粛など行動を制限される中で、影響を受ける家計などへの迅速な支援の必要性から、令和2年4月20日に給付事業が閣議決定され、4月27日を基準日として、住民基本台帳に記録されている国民全員に1人10万円が支給されることになったということでありませう。これに基づきまして、当町でも、5月から申請受付を開始しまして、対象となった全ての町民の皆様に給付を行ってまいりました。

出産につきましては、通常の場合であっても、無事にお子さんが生まれてくるまで大変気を使われるところと思います。ご質問にありましたように、現在も国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中では、さらに不安を抱えながら過ごされていることは承知しているところであります。

また、無事に出産された後も、ご自身と生まれたお子さんが感染するのではないかと日々神経を使いながら育児されているということでもあります。

こうしたことを考えますと、基準日以降に生まれたお子さんに対しても何らかの措置が施されるよう、本来でしたら、国の特別定額給付金事業の制度設計の中で、取り組んでいただけるものではないかと考えているところでございます。

一方では、当町におきましては、子育て支援や乳幼児教育など、これまでも生まれてから就学時の段階にかけてまで、切れ目ない支援体制を進めており、子ども子育て支援室を教育委員会内に設ける中で、横断的に各種施策を講じてまいりました。

現在は、一部全国で一律となった部分もございますが、多子世帯の三子以降の保育料や3歳以上の副食費を無料にする事業を行ってきたほか、18歳未満の子どもに係る医療費の窓口負担を無料化するなど、町独自の支援策を進めてまいったところであります。

今後に関しましても、町内における子育て世代に寄り添った子育てしやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

今回の特別定額給付金の基準日以降に出生されたお子さんに対する給付金といたしましては、特別臨時給付金という形での枠組みの中では、制度上難しいということでもあります。また、来週には、自民党の新しい総裁が選ばれて、追って国会で新しい総理大臣が選ばれるということもございます。

また何らかの新しい施策も出てくるかと思えますけれども、具体的には、まだ不透明ということでもありますので、従いまして、これは町単独の事業として検討してまいりたいと考えております。4月28日以降に遡るにしましても、これをいつまでやるのかあるいは金額をどうするか、これは、他の自治体でもいろいろ検討して実施しているところもありますので、検討を重ねましてそういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長から前向きなご答弁をいただきました。

保健センターに確認をいたしましたら、昨年は67人と出生数が減少したそうです。しかし、今年度は、自粛生活もあったせいかわからず4月から8月まで27人、そうして誕生したそうです。そして、今後3月までの出産予定の方は約37名いるというようにお伺いしました。そうしますと、この来年の4月1日までと計算しますと、60人から70人が誕生してくるということで、大変うれしいわけでございます。どうか、子育て日本一を目指す坂城町として前向きな取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて4番目の質問に移ります。

読み書きに不便を感じている住民に支援を、(イ)として、代読・代筆サービスについて。

私たちが日常生活を送る上で、情報を知るための読むことと自己表現のための書くことは欠かせない行為であります。しかし、高齢化が進んだ現在、この読み書きが困難な状況にある高齢者や障がい者などが増加しております。

例えば、金融機関や町から郵送された通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取ったとしても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む方も少なからずいると思います。封筒をまず開いて、その中の文書の内容を読んで把握すること、これ自体がだんだん困難になってきていることもあると思います。あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得ること、発信することは極めて重要と言えます。その意味では読み書きはまさに生きることです。

国では、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の要請、派遣を国が自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに25年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記されました。誰もが読み書きに困らない社会へ支援の充実が求められております。

そこで、当町の取り組みについてお聞きいたします。独力で読み書きすることができない高齢者や障がい者の状況について、また、町で行っている支援の内容についてお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（伊達君） 4、読み書きに不便を感じている住民に支援を。

(イ)、代読・代筆サービスについてのご質問にお答えをいたします。

町の状況と支援の状況はということでございますけれども、先ほど議員さんもお質問の中でおっしゃられましたが、障害者基本法におきましては、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な措置を講ずるといったことが規定されております。

また、生活に必要な情報を取得したり利用するための支援を行うことは、特に視覚障がい者が自立した地域生活を送る上で、大変重要なことと認識をしております。

日常的な代読・代筆は、ご家族等がいれば概ねご家族等の支援により行っているケースが多いものと考えておりますが、町におきましても視覚障がい者の意思疎通の支援に関し、各種サービスにより総合的な対応を図っているところでございます。

まず最初に、視覚障害者に関する代読・代筆は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、介護保険法に基づく介護保険サービスの中で、在宅時の家事などを含む生活全般にわたる支援を行う居宅介護いわゆるホームヘルプでありますけれども、居宅介護や障害福祉サービスとして視覚障がいのある方の外出に同行し、移動に必要な情報の提供などの援助を行う同行援護の支

給により、代読・代筆を含めた支援を行っております。

本年4月1日現在、視覚に障がいがある方で居宅介護サービスの支給決定をしている方は3名でございます。また、同行援護サービスの支給決定をしている方は8名ということでございます。

また、障害者総合支援法に基づき市町村が実施することとされている地域生活支援事業におきましては、意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業を実施しており、昨年度におきましては、障がいのある方の求職活動や職場実習、支援会議への派遣なども行ったところでございます。

このほかにも、身体の損なわれた機能を補完、代替する用具を支給する補装具支給支援事業や、障がい者の円滑な日常生活を支援するための日常生活用具給付事業を行っており、視覚障がい者用の眼鏡や安全つえ、印刷物等をモニター上に拡大できる視覚障がい者用拡大読書器、インターネット読み上げソフト等のアプリケーションソフトといった情報・通信支援用具、また、点字器や視覚障がい者用ポータブルレコーダーなどの支給を行っております。

平成27年度以降ここ5年間の支給実績でございますけれども、眼鏡が3件、視覚障がい者用のつえが4件、視覚障がい者用の時計が4件、情報・通信支援用具が2件、視覚障がい者用の体重計及び血圧計、拡大読書器、点字器、ポータブルレコーダーが各1件の支給ということになってございます。

また、そのほかにも、町のホームページでは音訳付き広報の掲載、あるいは防災行政無線戸別受信機の全戸配布など、様々な状況の方が情報を取得・利用できるよう支援を行っているという状況でございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長より支援の状況について伺いました。

今も、お話がありましたが、拡大読書器、眼鏡、様々、27年以降利用されているという内容でありました。

ここで、町の状況を話したいと思います。

Aさんは、7年前に母親が亡くなり、それから独り暮らしです。精神的な障がいを持ち年金暮らしです。彼女のお宅を訪問した際、玄関のげた箱の上には、送られてきた封筒が積み重なってありました。今回の定額給付金の申請は、たまたま訪問した知人が声をかけ封筒を開け説明をして代わりに役場へ申請に行ってくださいました。

また、Bさんは、92歳の聴覚に障がいのある方です。今回届いた障害福祉計画のアンケートが分からないと電話をくれました。伺ってみますと、大きな封筒に何枚もつづった質問の用紙が入ってありました。確かに最後まで行くには結構な量でした。聞いてみると、内容がよく理解できずにもうやめようを思うというのです。そこで私は、一つ一つゆっくりと読んで、最後まで印をつけることができました。

このように、障がいのある方以上に高齢者の方で、自分だけではどうにもできない方、そうい

う方が多いのではないかと危惧しております。そこで、他の自治体では、代読・代筆サービスの実施を行っております。これは、障がい者のみならず、高齢者にも行っているということであり
ます。

東京都品川区では、平成23年から支え合いホットステーションという取り組みで社会福祉協
議会に委託をして、独り暮らしの高齢者など支援する代読・代筆サービスが行われております。

この支援制度について、当局の考えをお伺いいたします。そして、また、音訳ボランティアや
要約筆記のようにぜひ講習会を実施していただき、専門の支援員を養成していただきたいと考
え
ますが、この点についても、お伺いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えいたします。

お答えの前に、一言お礼を申し上げたいと思いますけれども、今回、障害福祉計画等の策定に
あたって、障がい者の方に私どもでアンケートを実施をいたしましたけれども、確かにボリュ
ームがかなりありました。そんな回答にご協力をいただけたということで感謝をいたします。あり
が
とうございます。

再質問の関係ですけれども、読み書き代行サービスの必要性という部分になるかと思いき
れども、先ほどもご答弁しましたとおり、その必要性は十分認識をしております、そういった
ことに鑑みまして、法定のサービス、居宅介護サービス、同行援護サービス、あるいは手話通訳
や要約筆記の派遣、あるいは用具類の支給とこういった公的サービスにより、当町においては総
合
的に対応させていただいているというところでございます。

また、他の自治体では、専門の講習会を開いて、支援員を養成しているということで、その見
解についてということでございますけれども、読み書きを支援する方の養成講座につきましては、
代読・代筆そのもののスキルを身につけるということは、もちろんなことだと思いますけれども、
それと並行して、情報の管理ですとか、個人情報の保護といった観点も当然含まれてくるものと
考
えております。

代読・代筆という場面においては、必然的に支援を受ける方の個人情報にどうしても触れてし
ま
うということは十分考えられるところであります。

そうした点を踏まえすと、まずはご家族ですとか身近なご親族などによる支援が望ましいの
で
はないかと思っております。

そうした点とともに、現在町が行っておりますサービス、こういったことを考慮した中で、ど
の
ようなニーズがあるかという点については精査をする必要があると考えているところでござい
ま
す。

11番（吉川さん） 今、課長から必要性は認識している、しかし個人情報の保護、これが私も大
変重要な点だと思います。誰でもがこの支援員になれるとは限らないと思います。

愛知県の小牧市では、この講習会ですけれども早くから行っております。これは、大活字文化

普及協会というところと連携する中で、講師に入ってくださいまして、毎年この講習会を実施しているそうです。そして、ボランティアの皆さん、また一般の皆さん、そして職員の皆さん、この講習に参加をしていただいて、そしてスキルを上げているそうです。

その中で、この小牧市におきましては、庁舎の窓口に読み書き手伝いますということで、高齢者に対して、この一つ看板を掲げまして業務に当たっているそうですが、大変喜ばれているそうです。

ぜひ、このようなことも今後研究をしていただいて、この自宅まで派遣してというのが一番理想なわけですが、本当にこれからデジタル化が進んでまいります。そういう中で、そこについていけない、また、先ほどの方のように書類等が全部玄関に山積みになってしまう、そういう方が増えてくるのではないかと思います。ぜひ、そういうところにも力を入れていただきたいと思います。

この小牧市では、現在は市内25の施設に「読み書き手伝います」という表示板を掲げて、小さな字が読みにくい高齢者や聴覚障がいの方に配慮されていると伺いました。ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

まとめに入ります。

ここ10年、日本は多くの災害に見舞われました。その中で、人とのつながりや居場所の重要性を実感した10年でした。そして、10年後は、誰も置き去りにしない世界をうたっているSDGsのゴールの年です。大きな節目に感染症大流行という経験をしたことが決して無駄にならない10年にしてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時56分～再開 午前10時06分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、4番 柘津明子さんの質問を許します。

4番（柘津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、withコロナ時代について。

私からは、4つの項目について質問いたします。

最初に、（イ）、感染防止に関する教育現場の対応について質問します。

先日、「#（ハッシュタグ）先生死ぬかもよ」というタグがトレンド入りしました。これはお笑いジャーナリストとして、SNSなどを通じて社会問題を若い世代に発信しているたかまつななさんが、あるオンラインイベントで学校の働き方改革の議論をどう盛り上げていくかをテーマに発信を提案したものです。

5年ほど前のデータになりますが、文部科学省学校教員統計調査によれば、平成27年度中に死亡した教員の数はいわゆる小学校179人、中学校108人、高校151人で、合計438人でした。ただし、これは過労死等とは限らず、病死や事故死も含まれています。

精神疾患のため退職した教員も小学校335人、中学校222人、高校130人で、合計687人いました。このように毎年400人から500人の先生方が亡くなっています。

2016年度教員勤務実態調査では小学校3割、中学校6割の教諭が時間外労働、過労死ラインを上回っているという衝撃のデータもありました。このようなことを踏まえ、少しずつ学校の働き方改革が進んできました。

しかし、昨年末に新型コロナウイルスが発生。コロナ禍で、感染予防対策など消毒や清掃、各種事務などが増え学校の働き方の見直しから逆行している部分も多くなったと感じが見受けられます。

先日、近隣の上田圏域に、感染警戒レベル4が発令されたことを受け、今後より一層教職員らの消毒や清掃、検温確認などの負担増加が見通されます。新聞等の報道で、消毒をするボランティアが入っている地域もありますが、このような作業をボランティアの方にさせてしまっているのかとの声や、ボランティアとはいえ、外部の方を校内にいることに不安を感じているとの声もあります。いろいろな意見があるかと思いますが、何とか先生方の負担を減らし、子ども達と向き合う時間を増やすことはできないのでしょうか。

先生の仕事とは、子どもに向き合い、子どもの成長に携わることができて、子ども達の人生を変えるぐらい重要で大切な仕事だと思います。その先生方が現在、子どもの健康を守ることと学習の保証の両立など、多岐にわたる仕事量の増加などで、疲弊しているように思います。

心に余裕がないと自分のことしか考えられなくなります。うまくいくこともうまくいかなくなるばかりか、相手のことが考えられなくなり、負の連鎖が生まれます。子ども達は大変敏感です。言葉に出さずとも感じるものです。先生たちが忙し過ぎる現実には子ども達のためにならないと考えます。そこで、お尋ねします。学校での消毒等の現状について伺います。

次に、(ロ) デマ拡散や誹謗中傷対策について質問します。

感染拡大が大都市圏から地方へも波及する中、残念ながら新型コロナウイルス感染に関する差別や偏見は、さらなる広がりを見せています。仕事で感染することはしょうがないが、遊びで感染したら許さないという声や、SNSやインターネット上で、感染者個人やその家族、移住先や勤務先などを特定し、いわれのない誹謗中傷を行うような事例、さらには感染リスクと戦いながら医療現場の最前線に立っている医師、看護師などの医療従事者、保育、介護、物流など、私たちが日常生活を維持するためにはなくてはならない職業、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々やその家族に対しても、差別や誹謗中傷が向けられている事例や、建物、県外ナンバーの車へのいたずらなど次々と報道されています。

長野県でも、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例ができ、第10条に「県民等は新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない」という条例も制定されました。

新たな日常のススの3つの基本。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い手指消毒、3密の回避、密閉・密集・密接、3つの確認、体温確認、体調確認、行動履歴確認を自ら考え実施し、予防に手を尽くすことは、感染拡大を防止するために必要なことです。しかしながら、そのかいたくなく感染してしまった方々は、いわば新型コロナウイルス感染症という災害の被害者であり、必要なのは温かい支援であり助け合いなのです。感染者やその関係者に差別や誹謗中傷をすることは人権侵害に当たり、許されるものではありません。まして、感染のリスクを負いながら、私たちや社会を支えてくださっている医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆さんに対する差別や誹謗中傷などは論外です。

新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷は何も生み出しません。さらなる感染拡大を受け、そのような中でも差別や偏見を許さず、困っている人に寄り添い、その解決に向けて今後も全力を尽くすことが、今、一番必要なことだと考えます。そこで、お尋ねします。現在の町の取り組みについてお伺いします。

次に、(ハ) マイナンバーカード普及について2点質問します。

1点目は、マイナンバーカード交付状況についてです。6月議会で同僚議員も一般質問しておりますが、来年の3月までに新規事業が続くため、もう一度質問したいと思います。

今や、IT先進国、電子政府として知名度が高い北欧のエストニア共和国、ヨーロッパのシリコンバレーと言われるほど進化しているそうです。エストニアはIT立国化を国策として進め、選挙から行政サービス、教育、医療、警察、居住権に至るまで、インターネットでできるよう電子政府の取り組みを進めていて、国民の99%がデジタルIDをしっかりと運用し、生活のほとんどがオンラインでできているそうです。

一方、日本では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人一律10万円を支給する特別定額給付金事業で、本来活躍するはずだったマイナンバーカードは普及率に加え利用頻度も低く、秘匿申請やパスワードの再設定のため多くの役所窓口で3密が発生し、オンライン申請をしてもその後の確認は手作業となることや、カードの交付に1か月かかることなど、むしろ郵送申請のほうが混乱せずに済んだという市町村もあったとの報道がありました。

マイナンバー制度とは、1、面倒な行政手続が簡単になる国民利便性の向上、2、行政手続が無駄なく正確にできる行政の効率化、3、給付金などの不正受給を防止する公平公正な社会への

実現のため導入されたものです。しかし、なかなか普及せず、その原因は利用者視点での利便性がなかったのかもしれませんが。今後このカードを普及するためにメリットを明確化し、より多くの町民の皆さんに便利さを伝えていく必要があるかと考えます。

そこでお尋ねします。現在の交付状況と昨年との対比について伺います。

2点目に、9月スタートのマイナポイント事業についてです。今年度は1点目で挙げたマイナンバーカードの利活用に向けた新規事業が続くため、普及率が一気に上がる可能性があります。今月から同カードを活用したマイナポイント事業が始まります。カードの普及促進はもちろんのこと、官民キャッシュレス決算基盤の構築に加え、消費の活性化を目的にしたものです。登録した決済サービスへのチャージ、または買い物により還元率25%、最大5千円分のポイントが付与されます。そして、今年3月からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる制度も始まる予定とのことです。このように新規事業であるマイナポイント事業を活性化することで、マイナンバーカードの普及促進にもつながるかと思えます。

そこでお尋ねします。7月からの予約状況、今後の取り組みについて伺います。

最後に、2、ふるさと納税について2点質問します。

1点目はふるさと納税の現状についてです。新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動を両立させるためにどうするべきかが大きな課題となっています。当町は製造業を中心とした産業が盛んで町税の中でも企業からの法人町民税の占める割合が高い特徴があり、経済情勢や景気動向の影響を受けやすいため、来年度の町税の見込みが非常に厳しいと予想されます。そんな中、少しでも収入を上げる手段はないかと探していたところ、出てきたのがふるさと納税です。

ふるさと納税は自分が生まれた故郷や応援したい自治体など都道府県市区町村に対して寄附をすると寄附金のうち2千円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。

総務省が示している3つの意義には、第1に納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそその使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、それは税に対する意識が高まり納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。

第2に、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援となります。

第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ自治体間の競争が進むことと示されています。理念の最後には、一人一人の貢献が地方を変え、そしてよりよい未来を創る。全国の様々な地域に活力が生まれることを期待していますと記されています。

地方創生のチャンスの一つとしてふるさとチョイスなど幾つかのポータルサイトも立ち上がり、私の周りにもスマホのアプリから手軽にふるさと納税をしている人が増えてきました。しかし、コロナの影響で一般消費が激減、大型イベントの中止などで需給のバランスが崩れ、様々なもの

が供給過多に陥りました。第2波、第3波の可能性も否定できないことから先行き不透明という不安もあります。とはいえ現場では、既につくってしまったものは廃棄を待つだけとなってしまうという現状もあったようです。

そこで、各自治体は、ふるさと納税をその受け皿と活用すべく緊急支援品と称して新型コロナウイルス被害者対策支援ページを立ち上げキャンペーンを開始されました。ふるさと納税によって新型コロナウイルス感染症で苦境に陥ったり、最前線で奮闘している人たちに対して様々な支援を行うことができ、行き場を失った特産品の受け皿として機能しているのは有意義なことだと考えます。

そこでお尋ねします。今年状況と今後の見込みについて伺います。

2点目はガバメントクラウドファンディングの活用です。ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。これは自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄附を募る仕組みです。例を挙げれば、花火大会、動物の殺処分ゼロ、子ども食堂の運営などかなり多様なものとなっています。

昨年、上田市では、「ひとと猫の共存を目指して」野良猫を適切に管理し、不幸な命をなくしたいというガバメントクラウドファンディングが実施した結果、目標金額300万円に対し、220.6%増の661万8,777円が集まったとのこと。様々なプロジェクトを見るにつけ、ガバメントクラウドファンディングを用いて募った寄附金を基に本町が抱える課題を可視化し、持続可能な地域社会を目指し、より前に進むこともできる可能性を秘めているものではないかと思っています。

今後、実現する可能性の高いものを精査し、どのようなものがより多くの資金が集まるかといった観点から事業を実施することを考えることが大切になるかと思っています。問題解決型ふるさと納税として積極的に活用していくことを望みます。

そこでお尋ねします。今後の町の考えを伺います。

以上、4つの項目について伺います。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんからwithコロナ時代についてということで（イ）（ロ）（ハ）（ニ）と多岐にわたるご質問をいただきました。私からは、二の一番最後のふるさと納税の状況についてご質問ございましたのでお答えしまして、その他は担当課長から答弁いたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成20年度に創設されました。

制度の創設を受けまして、町におきまして、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさとさかきに思いを寄せてくださる皆様からの寄附をお受けできるようにいたしま

した。

その後、平成28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入など全国から寄附を受けやすい仕組みを整備し、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形としたところであります。

寄附額につきましては、現行の形を整えた平成28年度以降順調に推移しており、昨年度は寄附件数で6,202件、寄附額で1億4,857万2千円と初めて1億円を超える寄附をお寄せいただいたところであります。

今年度に関しましては、これまでも返礼品として人気の高い果樹類を中心に、8月末現在、寄附件数2,673件、寄附額で5,236万6千円をお寄せいただいているところであります。

町では、ふるさと納税制度を活用した新型コロナウイルス被害支援キャンペーン等というそのものの名前では実施しておりませんが、これまでも、町内事業者の皆様のご協力をいただき、魅力ある町の特産品をご提供いただけてきたことで、町の魅力を全国にお届けすることができ、現在の寄附額につながっているものと考えております。

今後といたしましては、現在提供いただいている返礼品のほかにも、町内には魅力的な特産品が多くございますことから、事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな返礼品も積極的に取り入れながら、より一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ガバメントクラウドファンディング、いわゆる寄附型のクラウドファンディングについてでございますが、これには、通常のクラウドファンディングとは異なり、支援者がふるさと納税と同じく税金の控除を受けることができるという利点がございます。

また、寄附金の使い道について、具体的な事業を示した中で、その事業の実施に共感した方から寄附を募るといった仕組みでありますので、共感する方が多かった場合、寄附が集まりやすいという特性がございます。

一方では、寄附額が目標額に届かず、事業の縮小や代替え財源の確保で、苦慮しているという事例も多くお聞きしています。

当町におきましては、ふるさと寄附をお申込みいただく際に、いただく寄附金の使い道として「ふるさとさかきの未来を担う 元気な子どもたちを応援」、「歴史・文化を 次世代に引き継ぐ ふるさとさかきを応援」、「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援」、「ふるさとさかきのまちづくり全体を応援」の4つの分野から選んでいただいております。

お寄せいただいた寄附金につきましては、年度ごとに一旦「ふるさとまちづくり基金」に積み立て、寄附者がお選びいただいた分野に応じた事業の財源として有効に活用させていただいております。

また、当年度の寄附金を一旦基金に積み立て、翌年度の財源とすることで、寄附者の意向も反

映させる中で、確実な事業執行が可能となるといった現行制度のメリットもごございます。

ご提案のガバメントクラウドファンディングの導入にあたりましては、事業の規模や内容について慎重な検討が必要になるものと考えるところですが、様々な事例がありますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、今後も、寄附を通じて町を応援していただき、第2の故郷として坂城町を愛していただける方が1人でも増えていきますよう、取り組みを進めるとともに、制度を通して町の魅力や特産品を積極的PRすることで、農業をはじめとした産業の振興にもつながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

教育文化課長（堀内君） 1、withコロナ時代について。

(イ) 感染防止に関する教育現場の対応についてお答えいたします。

町内小中学校につきましては、長期間に及んだ一斉臨時休業後、5月25日から学校を再開し、7月30日までの1学期が終了しました。

そして、当初の年度計画により前後1週間ずつ夏休みを短縮させ、8月18日から2学期が始まりました。

夏休み期間中、新型コロナウイルス感染症や熱中症などで体調を崩すことがないよう気を遣いながら過ごし、久しぶりに学校中に元気な子ども達の笑顔があふれました。

休み明け後の暑さは大変厳しく、昨年整備した教室のエアコンを換気しながら使用し、持参した水筒でいつでも水分補給できるよう熱中症対策も行いながらのスタートとなりました。

学校生活におきましては、引き続き3つの密を避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を取り入れながら、家庭をはじめ地域との連携を図り可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要となっております。

現在、学校では、文化科学省から示されている、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づいた感染症対策に努めているところがございます。

学校において新しい生活様式を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温、健康チェックカードの記入など、家庭のご理解とご協力をいただく中で、進めていく必要があることから、積極的な情報発信していくことも重要となってまいります。

また、地域におきましても登下校時の児童生徒等の見守りのほか、教員の授業以外の諸業務を補助的に行うスクール・サポート・スタッフとして、ご協力をいただいているところでございます。

このスクール・サポート・スタッフ配置事業は、教員の働き方改革の一環として、平成29年

度から国の事業として行われているものであり、授業以外の教員の諸業務を補助的に行うスタッフを配置することで教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整える目的で始まったものでございます。

今回、このコロナ禍において、学校再開後の未指導分の補習等への対応により、教員の業務の増加が見込まれる中、県教育委員会を通じ、追加の配置が行われることとなりました。

この業務の主な内容としましては、教室の換気や清掃、消毒等の感染症対策、児童生徒の健康観察のとりまとめ作業、そして、家庭学習や家庭への連絡資料の準備印刷・丁合作業などが挙げられます。

今年度4月から配置されていた坂城中学校に加え、この2学期からは3小学校におきましても、スクール・サポート・スタッフが配置され、学校の状況に応じ、登校時の健康チェックカードの取りまとめ作業や、放課後、学校の共用スペースである階段の手すり、特別教室等の消毒作業を中心に行っていただいているところでございます。

なお、各校の消毒用衛生用品としましては、国の補助金等を活用し、手指消毒液、施設設備用消毒用品のほか、簡易ベット、パーティション等の備品と合わせ、追加での補正予算対応とさせていただきます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症とともに生きていくウイズコロナによる新しい生活様式を取り入れた教育現場での対応といたしましては、感染リスクはゼロにはならないということを受け入れた上で、学校・家庭と連携し、さらには、地域の皆様のご理解とご協力をいただく中で、また、町独自の小中学校の働き方改革の一環として、平成27年度から丁合作業の自動化可能な印刷機の導入、28年度から校務支援システムの導入、そして、平成30年度から学校留守番電話対応緊急時携帯電話の活用等に加えまして、今回のスクール・サポート・スタッフを活用するなど、教職員の負担軽減を図るとともに、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続してまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） 1、withコロナ時代について。

（ロ）、デマ拡散や誹謗中傷対策についてと、ハのマイナンバーカードの普及についてのうち、マイナポイント事業についてお答えをいたします。

まず、（ロ）のデマ拡散や誹謗中傷対策についてでございます。

パソコンやスマートフォンなど、情報通信機器の発達により私たちの生活の利便性は格段に向上したところですが、一方ではSNSやインターネット上でのデマや誹謗中傷などによる人権侵害等が問題となっております。

総務省が新型コロナウイルス感染症に関連した誤った情報流通の実態把握をするため、今年5月に15歳から69歳の男女2千件を対象として行った新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査によりますと、比較的多くの人が情報の真偽を判断できなかったという傾向が見られ、

また間違った情報等を正しい情報であると信じて、共有・拡散したことがあると答えた人の割合は35.5%で、若い年代ほど割合が高い傾向にあったということでもあります。

SNSやインターネットは、誰もが簡単に書き込みや閲覧等ができる便利なツールではありますが、新型コロナウイルス感染症関連に限らず誹謗中傷等に関する事象が散見されます。

総務省ではインターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイスなどを行う違法・有害情報相談センターを設置しております。

また、県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染された方やその家族に対する誹謗中傷や、治療に従事する医療関係者に対する不当な差別的行為等が課題となっていることを受け、新型コロナ関連人権対策チームを設置いたしました。また、先月26日からは新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口を開設するとともに、SNSやインターネット上の誹謗中傷や悪質な書き込み等を把握し、法務局や県警、県弁護士会などと事例を共有し啓発・情報発信へつなげるなど、効果的な周知に取り組んでいるところであります。

町におきましては、ホームページや同報系防災行政無線、すぐメールの配信等により、感染症防止に係る注意喚起や正確な情報提供等に加えて、人権に関する啓発についても、ホームページに様々な相談窓口をご案内するページを掲載するなど早い段階から取り組んでいるところでございます。

また、町における新型コロナウイルス感染症に係る人権に関する相談につきましては、定期的には開催される心配ごと相談や法律相談でお受けするほか、日常的には、隣保館内の人権・男女共生係でお受けしております。

ご相談をお聞きした上で、専門的な相談窓口が必要な場合には、県や法務局等の人権に関する相談窓口をご案内することとしております。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても感染する可能性があり、私たちの誰もが例外ではありません。また、感染された方、医療機関等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など、生活の維持に必要な業務に従事されている方々やそのご家族に対し、決して人権侵害が起きてはなりません。

当町では、現在のところ、新型コロナウイルス感染症に感染された方やご家族などからの人権に関する相談はありませんが、今後も不当な差別や偏見、いじめ等が決して生じないようにするため、県や町が発信する正確な情報に基づき冷静な対応と行動を取っていただくよう、様々な媒体を通じ引き続き啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、マイナンバーカードに係るご質問のうちマイナポイント制度についてお答えをいたします。

国が今年9月から実施しておりますマイナポイント制度につきましては、議員さんのご質問に

もありましたとおり、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築、消費の活性化を目的とする事業でございます。

制度の概要といたしましては、マイナンバーカードをお持ちの個人がマイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスの中から、ご自分が利用するキャッシュレス決済サービスを選択して申込みを行いますと、選択した決済サービスへのチャージまたはそれを利用して買物をした際に、チャージ額または買物額の25%、1人当たり上限5千円分のマイナポイントを取得できるといったものでございます。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントとして取得でき、今年度中に限りご利用いただくことができるというものであります。

続いて、7月からの予約状況はとのご質問であります。マイナポイント申込みの手続きは個人スマートフォンやパソコンなどから直接行うこともできますし、コンビニエンスストアやデパートなど様々な場所にも手続きスポットが設置されていることに加え、各市町村の申込みの状況について、国から情報提供がありませんので、町内でどれくらいの方が手続きを済ませているかという状況については把握できないという状況でございます。

全国の状況を見ますと、人口約1億2千万人に対して2,450万枚、約19.3%の方にマイナンバーカードが交付され、そのうち国から全国的な状況について情報提供がありました8月27日の時点で、340万人、マイナンバーカード保有者のうち約13.9%の方がマイナポイントの申込みの手続きをされているという状況でございます。

町では、手続きに際してマイナンバーカードの読み込みができないなど、ご自身で申込みの手続きができない方等に対して、申請支援といたしまして、企画政策課窓口パソコン端末を用意して、手続きのサポートを行っております。7月のマイナポイント申込み開始から昨日までに91人の方からご相談をいただき、職員が申込み手続きのサポートをいたしたところであります。

マイナポイント制度の周知につきましては、国が行っている広報のほか、町でもホームページや町広報誌、防災行政無線を通じたお知らせのほか、町内のスーパーやコンビニエンスストア、金融機関等の窓口にもチラシを置き、積極的に制度の案内を行ってきたところでございます。

国の見込むマイナポイント制度の利用者数と現状において、利用予約を済ませた方の数を比べると、予約の枠にまだ余裕があるという状況でありますので、町といたしましても、今後も様々な媒体を活用する中で制度の周知に努めるとともに、町民の皆様の利用申込み等に際して丁寧なサポートを心がけてまいりたいと考えております。

住民環境課長（関君） （ハ）のマイナンバーカードの普及についてのうち、マイナンバーカードの交付状況についてお答えします。

マイナンバーカードの町内の交付状況でございますが、令和2年8月30日現在、2,154枚、町民全体につきまして、14.58%の交付状況となっております。

令和2年3月末までの交付実績が1,530枚で、10.29%の交付率でありましたので、4月以降の5か月間の交付実績としましては、624枚、4.29ポイントの増であり、4月以降の月平均の交付枚数は約125枚となっております。

昨年度との対比でございますが、令和元年度の交付実績277枚で、月平均の交付枚数は約23枚でありましたので、今年度の交付につきましては、昨年度に対しまして約5.4倍の大きな伸びとなっております。

普及に向けましては、町民の方が来庁され、窓口において、転入・転居などの住所の変更の届出、各証明書の申請があった際には、勸奨チラシの配布とともにお声がけをするなどの啓発を行っております。

なお、先ほど議員さんからもお話がありましたが、マイナンバーカードは令和3年3月より、健康保険証としての機能も加わりまして、順次、医療機関や薬局で使用開始となる予定となっております。

これは、就職や転職、住所変更しても保険証の切替えを待たずにカードで受診ができることになりまして、また、限度額認定証などの持参も不要となりますし、所得税の確定申告の医療費控除に必要な医療機関の領収書がなくても手続きできることになるというメリットもございます。

今後、さらに利用者の利便性が向上し、メリットのある新たなサービス機能が備わっていくことが考えられますので、一層カードの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） 町長、担当課長より、ご答弁いただきました。

まとめとしまして、3点お伝えします。

1点目は、コロナ禍で各自治体の財政が厳しく、大変非常に厳しくなっており、現在当町をはじめ、数多くの自治体で様々なクラウドファンディングが行われています。

ふるさと納税につきましては、寄附先の自治体に寄附金が入り、寄附した人は返礼品がもらえ、返礼品を生産する事業者の収入にもなることから、みんな幸せになると紹介されることが多いですが、実際には寄附者が居住する自治体の住民税が減っている事実にも目を向けなければならないと思います。今後、坂城町も経済情勢や景気動向の影響を受けにくい新しい資金調達の方法や新たな取り組みを模索し、生かしていくことが重要だと思います。

2点目は、先日の信濃毎日新聞にも掲載されましたが、当町はこの9月議会に長野県初となる犯罪被害者等支援条例が上程されました。背景として、誰もがある日突然犯罪被害者やその家族、遺族になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は生命を奪われ、家族を失い、障がいを負われるなどの直接的な被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって間接的に苦痛を受けることがあります。このため、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目標に坂城町として条例を制定することとなりました。

まず、私たちが今できる被害者支援として、いろいろな問題に苦しんでいる被害者の存在と立

場を理解することが大切だと思います。現在、支援活動の一つとして、本で広がる支援の論ホンデリングというものがあります。ご家庭で不要になった本を段ボールに詰め、某会社に送ります。その会社で市場価格を考慮し、査定、買取相当額がその会社より全国被害者支援ネットワークに寄附をされる支援です。気になる方はぜひ、ホンデリングで検索してみてください。

最後に、コロナ禍の中、今年度は長期総合計画をはじめとする盛りだくさんの計画策定があります。令和になり、台風19号、新型コロナウイルスと今まで経験したことがない出来事が続き、今までの常識、前例、慣習を打破していく必要があるのではないかと自問自答の日々が続きます。私自身、常に理想と現実の間に自分の役割があると心がけ、理想とする将来像を描き、そこから逆算して、今、何をすべきかを考え、自分たちが議会として活動した結果、住民や地域にとって何がよくなったのか、何のためにこの活動をするのかを考え、今後も議員として取り組んでいきたいと思っています。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問をします。はじめに、1. 防災対策について。

（イ）町内千曲川の被災箇所について、質問1つであります。

昨年の19号台風の復旧状況と今後の工事予定は、についてです。

千曲川改修期成同盟会などで、千曲川沿いの他の自治体とともに、国河川事務所に対し、復旧要望活動を続けられ、目に見える復旧工事が行われています。

前回、6月定例会でも町からの説明はいただきましたが、被災から1年となり台風の季節になってしまいましたので、やはり応急工事のままで台風を迎えるとなると不安を感じてしまいます。

例えば、鼠橋上流右岸の一部崩落箇所については、地元の鼠区、新地区には施工業者さんが作成した工事予定書が配布されていたり、役場に直接問い合わせた方には個別に説明をされていると聞きましたが、ハザードマップで確認できる浸水の影響を受ける可能性のあるその他の地区の多くの住民は、工事についての情報が十分でなく不安を感じています。

復旧工事の現状と今後の工事予定についてお聞きします。

続いて、（ロ）災害対策専門部署の設置を、質問は1つ。

危機管理の専門部署の設置の考えは。

昨年の12月定例会で同僚議員からも、災害関連の記録資料の保存担当課に関連して、1つの担当部署で管理したほうがいいのではないかとという提案があり、町の回答としては、現在のまま

でも十分であるというものでした。

今の町では、災害対策本部は総務課、防災計画は消防移動系防災無線とともに住民環境課、一般向け同報系行政無線は企画政策課などと、防災対策での任務別に各課が並列で連携を取り活動するという組織の体系です。

防災活動の中心となる地域防災計画の見直しが、住民環境課生活安全係で行われていますが、19号台風では、当町では他自治体のような大規模な災害とはならずすみましたが、災害の規模や内容、そして頻度がかつての常識ではなくなってきました。

日々変わる国や県の動きを取り入れ、役場内外の関係機関、団体の連携と統一を日常の業務との兼務で担当するのは、仕事量や精神的な重圧も大変ではないかと思えます。

実際に、独立した専門部署として活動している自治体を見ると、各課のきめ細かな連携を図り、変化する防災対策への迅速な対応を、その大きな任務として設置、活動しているようです。

迅速な対応という点では、昨日の同僚議員との千曲川の危険氾濫水位についてのやり取りの中で、答弁中、課長同士で情報を確認しあう場面がありました。

横の連携や各課の役割分担がよく分かる場面ではありましたが、一方で、全体をしっかりとつかんでいる専門部署の必要性を感じた場面でもありました。

他の日常業務との兼務を軽くし、専門部署としての危機管理の設置について、町の考えはいかがでしょうか。

続きまして、(ハ) 災害時避難所の設備について、質問1つ。

各地区の、応急避難所のエアコン設置の推進を。

避難所開設について、コロナ対応と避難者の避難先選択肢を増やすために、身近にある公民館などの応急避難所を避難勧告が出なくても自主防災会の協力を得て、自主避難所として開設することもあるということですので、この応急避難所の避難者も増えることが考えられます。

災害は発生時期を選ばないので、避難者の体調維持のための避難環境を整えることについて、特にエアコンなど冷暖房設備の整備が大切だと考えます。

整備にはそれなりの予算が必要になりますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、防災対策についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1. 防災対策についてということで(イ) (ロ) (ハ) とご質問をいただきました。

先ほどもお話ありましたが、昨年の東日本台風、19号台風では、上田市ですとか千曲市、長野市など甚大な被害を受けました。それに比べれば坂城町は軽微であったと言いながら、あちこちで被災を受けております。先ほどお話ありました鼠橋の周辺では、あわやというところまであったということでございます。

私からは(イ)の町内の千曲川の被災箇所についてお答え申し上げます。

昨年台風19号は、東日本を中心に各地に大きな被害を発生させ、県内でも当町を含め、千曲川沿線の上田市や千曲市、長野市などでも甚大な被害を被ったことは記憶に新しいところであります。

また、坂城町が避難情報を発令する判断基準の一つとして、千曲川河川事務所が設置している上田市生田観測所の千曲川の水位がございますが、この水位が観測史上最大の流量を記録し、当町におきましても、千曲川増水により被害が発生したところであります。

当町施設の主な被災箇所といたしましては、鼠マレットゴルフ場、昭和橋橋脚、河川敷内の農地、バラ公園の河川敷駐車場などがありましたが、今年の秋以降に予定しております農業施設などの復旧工事を除き、災害復旧工事が完了しております。

また、千曲川堤防に関する被災箇所の状況につきましては、鼠橋上流右岸鼠地区、鼠橋下流右岸金井地区、大望橋左岸月見地区の3か所が被災した状況でございます。

それぞれの被災箇所につきましては、発災後直ちに千曲川河川事務所に被災状況を確認していただき、被災当日より応急工事が着手され、鼠橋上流右岸では大型ブロック666個の設置及び土砂約2千立方、これは10トンダンプで約400台ですけれどもこの搬入や、大型ブロック902個が設置され、大望橋左岸月見地区では袋詰め玉石67個を設置したということでございます。

また、鼠橋下流右岸金井地区につきましては、河川護岸復旧工事を本年2月に着工し、一部を除き7月末までに復旧工事が完了しております。

今後の災害本復旧工事につきましては、既に千曲川河川事務所で工事の発注が行われ、現在、バラ公園河川敷駐車場付近などで大型ブロック等の製作が行われ、秋以降の渇水期に堤防の築堤盛土、大型ブロック等設置による災害復旧工事を本格化させ、来年2月下旬までには全ての工事を完了する予定と聞いております。

町といたしましては、堤防は水害から生命、財産を守るという大切な治水施設であることから、千曲川堤防の強化や治水対策が進むよう国の関係機関へさらに働きかけ、災害防止を図ってまいりますので、地域住民の皆様にもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

総務課長（柳澤君） 1. 防災対策について。

（ロ）災害対策専門部署の設置を、についてお答えいたします。

昨年の令和元年東日本台風を振り返りますと、災害対策本部を中心に、各課、災害対策におきましては各部ということになりますが、それぞれが連携を図り、情報伝達、避難所運営、道路、用水路の現場対応、災害後の被害調査や復旧対応につきまして全力で対応に当たったところでございます。

そしてその後も、全部署が集まり様々な部分の検証を行い、見えてきた課題の解決に向けて協議を重ねてまいりました。

協議内容は、住民へのハザードマップの再確認や、高齢者等避難情報と避難勧告、避難指示などの意味を理解してもらうとともに、自らどう行動するかを再周知、あるいは、避難情報について全町ではなくエリアを区切って発令することや地区別放送の活用、そしてその発令のタイミングなどの課題検討、加えて備蓄品の拡充や避難所開設の初動体制、あるいは要支援者に対する対応など多岐にわたり、4月以降は災害時の新型コロナウイルス感染症対策も含め、一体的に検討してきたところでございます。

この対応策の実践としては、感染症対策を踏まえた備蓄品の拡充や車中避難所の設定、住民への避難の在り方などについては、広報8月号に特集を組んでお知らせし、そして、防災訓練につきましては、災害想定を昨年までの大地震から水害へと変更し、新たに、同報系・移動系の防災行政無線や地区別放送を使つての情報伝達訓練や、新型コロナ対策の避難所開設訓練も行ったところでございます。

課題対応策のうち、特に地域や自主防災会と関係があることについて、地域に出向いての説明を計画したところですが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、まずは、応急避難所を管理する全区長に対し、地区ごとに4日間に分け説明を行ったところでございます。

説明内容は、ハザードマップや避難の在り方、そして、避難情報の発令のタイミングや情報伝達例の文案の説明、要支援者名簿の活用や要支援者に対する対応などであり、説明する側も5つの課が連携して対応を図ったところであり、こうしたことから現在の体制でもその機能は果たせているものと考えているところでございます。

昨年の台風当日の避難勧告の発令から、避難所運営、以降、災害復旧事業への取り組みや反省点の検証と課題対応策の検討、そして地域への説明とこれまでの取り組みを通じまして、大きな災害への対応は、全課の連携がないと乗り越えられないと強く感じるところでございます。

加えまして、職員にも常日頃から防災対策の意識を高めていくことも必要と考えているところであり、8月には職員向けの避難所開設研修も行ったところでございます。

令和元年東日本台風の際は、当町は近隣のような川の決壊といったところまでには至らなかったわけですが、毎年、全国各地で災害が起こっており、今年の梅雨の時期におきましても九州地方などで大規模な災害が発生し、各自治体で対応に追われている状況があり、当町でも災害時の備えを進めているところでございます。

災害対策の専門部署の設置ということでございますが、専門部署の設置により、現在機能している各課連携以上のものが構築できるのか、あるいは、現組織の所掌事務の見直しなどにより、さらに防災面で連携強化していける体制が整えられないかということも含め、何より災害時に機能できる体制ということを主眼において考えていく必要があるかと存じます。

住民環境課長（関君） （ハ）災害時避難所の設備について、お答えします。

台風や梅雨の時期などの大雨や土砂災害に限らず、地震や火災など有事の際には、応急避難所

の開設と運営を各自主防災会にお願いしていくケースも考えられるとでございます。

町の応急避難所につきましては、各地区の27公民館をはじめ、鼠、新地団地集会所や、上平区公民館など、合計32か所の指定をしております。

応急避難所となる各公民館等のエアコンの設置状況でございますが、16か所が既に何らかのお部屋に設置済みとなっているところでありまして、分館等施設整備事業補助金を活用しているケースもございます。

この分館等施設整備事業補助金の、基本的な対象経費としましては、分館等の新築や増改築、または改修に要する本工事費及び附帯工事費の20万円以上のものとしており、補助率は費用の2分の1以内となっていることであり、この補助金を活用して御所沢、上五明、四ツ屋、月見、網掛、中之条、南日名分館などのエアコン整備について補助を行っているところでございます。

指定している応急避難所のエアコン整備につきましては、分館等施設整備事業補助金の対象となりますので、予算の範囲内とはなりますが、設置の計画があれば、町としましても、前年度より要望を確認するなどの作業をしながら進めていることとなりますので、申請し、活用していただきたいと思っております。

なお、町としましては、コロナ禍において避難所運営の開設をお願いしていくことも考えられるため、今年度、臨時交付金を活用して各地区にマスク、手指消毒用のエタノール液のほか、応急避難所に各1つずつ、非接触者用の体温計の配布もさせていただきました。

有事の際には、避難所を運営する自主防災会の役員の皆さんや避難される方が、少しでも安心して避難所の開設ができるよう活用していただきたいと存じます。

いずれにしましても、災害時、公的避難所には、より多くの人が避難するケースが考えられません。

新型コロナを含め、難を避けることは大切なことですので、日頃から、あらかじめご自分やご家族が避難する選択肢を確認しておくようお願いするところでございます。

8番（玉川君） 本復旧については、来年の2月末完了の予定であるということですが、これ再質問ということですが、河川土木工事に全く素人なもので単純な疑問なのですが、現在、現場での工事止まっているように見えます。

これで、どういう理由なのかということと、それと今の状態で台風が来た場合、堤防の強度的にはどのような様子なのかということ、町のほうで分かる範囲でお答えをいただきたいと思っております。お願いします。

建設課長（大井君） 現在の工事が中断している理由についてと、応急復旧工事による堤防の状況についての再質問にお答えをさせていただきます。

千曲川を管理します千曲川河川事務所におきましては、出水期と渇水期という期間が定められております。

出水期とは千曲川の水量が増える時期のことで、基本的には6月から10月までの期間、渇水期は水量が減る11月から5月までの期間とされております。

基本的に河川事務所が実施する千曲川の河川敷内の工事などにつきましては、ただいま申し上げました渇水期に実施されます。

なお、市町村が千曲川で実施をする各種工事などにつきましては、11月から3月までとされており、昭和橋などの修繕工事はこの期間内で実施することとされております。

台風19号により被災した千曲川の堤防の応急復旧工事が中断しておりますのは、現在、出水期でありますので、渇水期になる11月を待って再開されるものと考えております。

ただし、応急復旧工事につきましては、被災前の状態に戻す原形復旧を基本といたしておりますので、先ほど町長より答弁にありましたように、被災した箇所、3か所全て被災前と同等の強度で応急復旧工事は完了しているものでございます。

また、今後渇水期に実施される工事は、応急復旧工事を行った3か所を保護するために大型ブロックなどを護岸に設置する工事で、この工事を災害復旧本工事として実施する予定だとお伺いしております。

8番（玉川君） 工事の主体が国でありますので、いろいろ町からお願いするのはと思っておりますけれども、一番身近な町が、町民の不安、こういったものを理解して少しでも安心できるように、今さらなのですけれども、町民が説明を受けられるような場があったらよかったですのではないかと、そういう強度に関してもそういうふうに感じました。

住民への説明について、今後の検討を要望しておきます。

次の、危機管理部署については十分に機能を果たしているし、さらに質を高めていくというようなお答えでした。

避難所のエアコン設置については、32か所中の16か所ということで、利用できる補助金制度は分館等施設整備補助金ということで回答いただきました。

これ、1つの公民館に1部屋だけとは限らないので、それを複数のところに設置するにはお金も予算もありますので、これを1回にお願いできるということは少ないと思います。これ、分割みたいな形でもって、何年かに分けてできるというようなこともあり得るのでしょうか。制度の利用の回数とかご説明をいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

まず、分館等施設整備事業補助金につきましては、交付要綱に基づき実施しております。回数に制限等は設けてございません。

これまでも複数年に分けて空調設備の設置を行われた分館もありますし、単年度で複数の設備導入をされた分館もございます。

分館等施設整備事業につきましては、毎年8月末に開催しております分館長会議にて、翌年度

以降の施設整備についての要望調査させていただいております。

まず分館にてご検討いただきまして、施設整備につきまして取りまとめ、その後計画的な補助となりますよう対応させていただいております。

空調設備の整備はじめ、下水道接続に伴うトイレの洋式化、和室等の改修、まずは分館のご意向、計画をお聞かせていただいた上で対応してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 分館の考えで設置できるということです。いい制度なので積極的に使っていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

2. 公共施設への太陽光発電設備設置について。

イ. 町営住宅などの公共施設へ設置を。

町営住宅など、公共施設への太陽光発電設備設置の考えは、です。

これからは、公共施設の統廃合、新設などを検討していくことになるわけですが、その計画に並行して町営住宅などの公共施設の屋上、屋根を利用した太陽光発電設備もぜひ検討して欲しいと考えます。

わずかであっても、売電の利益も見込めるでしょうし、昨年12月議会では、避難所における自立分散型の電力確保は大きな課題であると町は回答されています。

分散避難という新しい避難の形を考えた場合、町内に分散している施設は規模による電力量の大小はあるとは思いますが、避難所ではないにしても、携帯電話などの充電スポットとして町営住宅など公共施設の利用ができれば、役場や村上小学校のような災害時の電力供給施設の数が増えることで、被災者の利便性が向上すると考えられます。

町のお考えをお聞きします。

建設課長（大井君） 2の公共施設への太陽光発電施設の設置についてのご質問にお答えをいたします。

当町の町営住宅は横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、上平団地、網掛団地と、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域有料賃貸住宅の中之条団地を含め、合計7つございます。

横尾団地は一部を除き、昭和60年から平成2年にかけて建築され、旭ヶ丘ハイツが平成13年、中之条団地は平成20年に建築されたところであり、それ以外の団地については、昭和30年代から40年代に建築されたもので、現在老朽化が進んでいる状況でございます。

町といたしましては、団地の屋根、壁等の躯体に関わる部分や、水道管など経年劣化による破損などの修繕をはじめ、その都度必要な修繕工事等を実施してきたところでございます。

町営住宅などの公共施設に太陽光発電設備を設置して、災害時の電源スポットを設置できないか、とのご質問でございますが、太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、建物の耐久性を考慮する必要がございます。

それぞれの団地において、太陽光発電設備の設置に対し、躯体が耐えられるかどうかの確認はしていませんので、実際に太陽光発電設備を屋上に設置できるかは、現段階では不明でございます。

また、災害時は多くの住民の皆さんが自宅などから避難せざるを得ない状況が考えられ、様々な避難先はあるかと思いますが、町が指定しております小中学校の体育館などの中核避難所や、地区の公民館などの応急避難所も大勢の方が利用するものと考えております。

災害時の電源スポットは、多くの方が避難される場所への設置が有効と考えており、今年度、村上地域の中核避難所である村上小学校に蓄電池を整備し、既に設置してあります太陽光発電設備と組み合わせて、災害時の電源としても活用できるよう準備を進めております。

このほかの中核避難所などについても、次年度以降の整備に向けて検討を進めているところでございます。

また、昨年の台風19号の際には、役場庁舎において太陽光発電設備と蓄電池から供給される電力も一部活用して電源スポットを開設し、町民の皆さんにご利用いただいたところでもございます。

今後におきましても、災害時の電源スポットにつきましては、災害の状況に応じ、中核避難所や役場庁舎などで開設してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） まずは、小学校など避難所を優先していくということです。

町営住宅については、建物の強度の関係もあるので今は答えられないというようなお答えでした。

災害時の停電対策として有効なものの一つであると思いますので、調査をしていってほしいと思います。

次の質問に行きます。

3の耐震診断と耐震工事補助について。

イ. 補助金制度の周知について。

質問は3つあります。

1、過去5年間の実績と今後の事業の継続は。

2、事業の周知はどのようにしているのか。

3、今年度の診断で4件、工事で1件という募集ですが、予算を上回る申請があった場合の対応についてはどうでしょうか。

耐震工事を行うことで、大きな地震が発生した際に、家屋の倒壊が防げることで避難の確立が高まり、住民の命が守られることや、救助のときの二次災害も防ぐことができたり、復旧の速度も早まります。

国の発表では、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災では、亡くなった方の約9割が建物の

倒壊や家具の転倒によるもので、そのうち現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建築物、これが耐震補助の対象になっているわけですが、これに被害が集中していたと発表しています。

こうしたことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進法というものがその年に制定され、平成25年11月25日に改正されました。これに基づく国の基本方針において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、本年2020年までに、少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年、2025年までには耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とし、現在の耐震基準による建て替えや耐震改修を促進しています。

県や町も補助金制度をつくり、耐震工事の啓発、促進をしているわけです。

この制度を利用して、より多くの町民や地域の安心が確保されるように、町の事業に関する状況を、3つの項目でお聞きします。

建設課長（大井君） 3、耐震診断と耐震改修工事補助についてのご質問に順次お答えをいたします。

町では、昭和56年6月1日に建築基準法が改正される以前に建てられた木造住宅に対しまして、地震から生命、財産を守るという防災、減災といった観点から、国、県の耐震改修工事の制度を利用し、所有者が無料で耐震診断ができるよう支援をしているところでございます。

また、耐震診断の結果、耐震性に欠けたと判断された住宅に対しましては、耐震性能を向上させるための改修工事費として、1戸当たり100万円を上限に、改修費の補助を行ってきたところでございます。

ご質問の耐震診断と耐震改修工事の、平成27年度から昨年、令和元年度までの5年間の補助実績についてお答えいたします。

耐震診断につきましては、平成27年度が4件、28年度は8件、29年度6件、30年度7件、令和元年度は3件で、合計28件でございました。

次に、耐震改修工事への補助件数につきましては、同じく過去5年間の実績を申し上げますと、平成27年度、28年度、30年度に1件ずつの、合計3件の補助を行ってまいりました。

また、今後この耐震診断や改修工事への補助事業の継続についてのご質問ですが、国は、耐震改修促進法を設置し、令和7年度までに耐震化が不十分な住宅を解消することを目標として耐震化を進めているところであります。

町といたしましても防災、減災の観点から、大変重要な事業と考えておりますので、今後も国や県の耐震化事業を取り入れながら、事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、事業の周知方法といたしましては、例年、広報紙に耐震診断及び耐震工事の補助制度についてお知らせを掲載し、加えて、全戸に耐震診断や改修工事の啓発チラシを配布するなど、町内に周知を図っております。

今後は、防災行政無線を使用しての周知も併せて実施し、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

また、予算を上回る申請があった場合の対応につきましては、耐震診断や耐震改修工事への補助の予算措置は、過去の実績を参考に不足が生じないように計上しておりますが、不足が生じた場合は、国や県へ追加要望を行うなど予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 応募数超えても対応を検討していかれるし、このほど事業はこれからも続けていくということですが、先ほども引用したように、国では2025年、令和7年までに耐震改修をほぼ終わらせるという目標を立てています。

しかし、当町では1年に1件弱というような工事ペース、これで目標の達成は難しいのではないかと思います。

今さら直しても跡継ぎもいないしとか工事費だつて大変などと考える、旧建築基準法時代の耐震補助対象になっている建物の所有者さんに、この制度の利用で工事をお願いするのはなかなか難しいとも思いますが、国に対しても、国の立てた計画、目標達成のためには、補助金の増額を要望することも必要ではないでしょうか。

耐震補助について内閣府の資料などを調べる中で、この制度の周知だけではなかなか実際に工事を行う所有者が増えないことについて気づいたことが、まず、工事金額の問題、初めから高額であるとイメージで決めつけているという場合があるということ、実際私も、300万から400万はかかっちゃうんじゃないかな、なんて思っていましたけれども、調べていく中でいろいろな工法が最近ではできてきて、平均して坪当たり4万5千円、30坪でも130万円前後というような調査もありました。

こういったように工法や工事費に関する情報も、町として町民の皆さんに広報することが必要ではないかと思いますので、町のお考えを再質問としてお聞きします。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

工法や工事費に関する情報について、広報の必要があるのではというようなご質問でございますけれども、坪単価を示して周知を図るという方法は、個々の住宅の建築された時期や住宅の壁、柱や窓の数や大きさ、間取りなどに応じて改修工事の費用が変わってまいりますので、住宅の状況を踏まえ坪単価などを示すことは誤解を招く場合も考えられます。

耐震化事業はご自宅の安全性を知るため、無料で耐震診断が受けられることを広く周知をして、できるだけ多くの皆さんに耐震診断を受けていただくことをきっかけに進めてまいりたいと考えております。

また、耐震診断をお申込みいただいた際や、耐震診断の結果、改修工事が必要となった方には、町から上限100万円の補助制度があることをご案内しており、今後も多くの方が改修工事に着手していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） いずれにしても、金額、工事費というのはネックになると思いますので、これについてはほかにも解決策が提案されています。

町で実現できるかどうかは微妙なところらしいのですが、工事への動機づけ、工事をやる気になってもらうために、所有者さんに工事費用、金融機関から借りてもらって返済は行政が代わって支払う、つまり所有者さんへ行政が工事費を貸し出すというような形、貸し出したお金は所有者さんが亡くなってから土地、財産などから回収するといった、最近よく耳にしますリバースモーゲージというような返済方法が提案されています。これも検討する価値があるのではないかと思います。

それでもまだできないというような場合は、もっと安く、とにかく命を守るために耐震シェルターというものがあるらしいのですが、そういったものについても補助の対象にできればいいのではないかと思いますので、ぜひそっちも検討していただきたいと要望をしておきます。

最後の質問にまいります。

4. 国民健康保険について。

新型コロナウイルスでの傷病手当金についてです。個人事業主等も対象に。

6月の定例会で、新型コロナウイルス対策として、国民健康保険の加入者のうち、青色申告事業者、白色申告事業者の専従従業員に、コロナ感染症を原因とする傷病手当が給付されることになりました。

会社員や公務員など、お勤めの皆様が加入している協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険組合に、法律で給付が決められている傷病手当金が国民健康保険にはなかったものが、コロナ感染という限定ではありますけれども、給付されることになったわけであり、画期的な制度改正であり、評価はさせていただきます。

しかし、残念ですけれども個人事業主や事業ごとに契約をして対価を得るようなフリーランスという皆さんには対象外となってしまいました。

厚労省は、傷病手当金は給与に対する所得補償として考えており、個人事業主などの所得を正確に把握することが難しいからと言っています。しかし、これは確定申告を基に計算できるものであります。

個人事業主などの所得補償はしなくていいということなのでしょうか。同じ国保に加入しているのに不平等だと思います。

さらに、たとえ規模は小さくても会社や家計を支えている個人事業主やフリーランスなどがコロナ感染症で仕事ができなくなってしまうと、その家族や関係者には大きな影響が出てしまいます。

体調が悪くても仕事を休めない、保健所への相談や病院に行けないということがないように、さらには感染の拡大防止のためにも、個人事業主等への国民健康保険の傷病手当給付の対象を拡

大することについて、町の考えはどうでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 4. 国民健康保険について。

（イ）として新型コロナウイルス感染症での傷病手当について、ということのご質問でございます。お答えをいたします。

国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入しており、傷病手当金につきましては、保険者が保険財政上余裕がある場合などに任意給付として条例等を制定し、支給することができる制度となっております。

県内の市町村国保で任意給付として傷病手当金の支給を行っているところはございませんが、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、本年3月、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾による緊急的特例的な措置としまして、国民健康保険における傷病手当金支給に要した費用について財政支援を行うということが決定されました。

この措置は、感染拡大を防止するために、労働者が感染等をした場合に休みやすい環境を整備するということが重要であることに鑑みたもので、町国保におきましても、5月に条例を改正し特例的に給付を行うこととしたところでございます。

国では、今回の特例措置に関する財政支援にあたり、対象者、支給対象となる日数、支給額、適用期間を示しており、当町においてもこの基準に基づき実施することといたしました。

内容としましては、給付等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者、いわゆる被用者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができないときに支給するもので、県内の全市町村でも同様の基準で実施されるものと承知をしております。

新型コロナウイルス感染症での傷病手当金を、個人事業主等にも対象にというご質問ですがございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、その影響範囲が広範かつ甚大であることから、国保の傷病手当金を含めまして、様々な支援策が実施されており、もちろん一定の要件はございますけれども、個人事業主などの方にご活用いただける特例的な給付金制度あるいは融資制度が、国、県、町など重層的に用意をされているところでございます。

また、国民健康保険につきましては、先ほど玉川議員さんご質問の中でもおっしゃられたように、社会保険と異なりまして、様々な就業形態の方が加入しておられるということでもあります。

そうした状況でありますので、一律の制度の中でそれぞれの方の収入の状況、特に傷病手当金については、直近の収入状況というものは算定の基準になってきますので、直近の収入について客観的に捉えるということは大変難しい状況であります。

今回の、国保傷病手当金に係る国の財政支援については、国の予算委員会等でも、こうした観点からの審議がなされたものと理解をしております、その上で対象範囲等の運用が示されたものと考えております。

こうした状況も考慮する中で、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として実施をいたします。今回の国保傷病手当金につきましては、給与等の支払いを受けている被用者が感染等した場合とする、国の財政支援の枠組みの中で実施をしてみたいと考えているところでございます。

8番（玉川君） 国は傷病手当の対象を個人事業主にも広げるのは、保険者である自治体の判断でできるとしています。

しかし、その分の財政支援はないということです。そのために、国保の枠ではなく、例えば岐阜県の飛騨市、鳥取県の岩美町、埼玉県の朝霞など、独自の制度、見舞金のような形で実施している自治体もありますので、町としても、実際に困っている事業主が出たときに対応できる体制は取っておいてほしいと要望します。

町の財政では賄えないということならば、学校の休業補償の対象に、フリーランスなどの個人事業主なども加えたように、国に支援を要請するべきではないでしょうか。

そもそも同じ勤め人でも、国保と被用者保険加入が労働時間や給与水準、つまり正規雇用と非正規雇用という働き方の違いによって線引きされ、傷病手当の給付対象になるか否かが決められていることが問題であるわけですので、将来的にはコロナ感染症によるという条件をなくし、傷病手当が法定の制度になってほしいと考えるものです。

最後に、台風災害、コロナ感染症対策に日々頑張っている町関係者や町民の皆さんに敬意を表し、一般質問を終わらせます。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時49分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、私は新工業団地造成と坂城インター先線の一般質問をいたします。

過去、先輩議員より、新工業団地造成、坂城インター先線についての一般質問がされております。

坂城インターから産業道路を通り過ぎ、国道18号線へ下った先に、ようやく道路の盛土部分、さらに、しなの鉄道に架かる跨線橋も形として見えてまいりました。

また、坂城インター先線の沿線、新工業団地も新たに事業が始まっています。

いずれの事業にいたしましても、今後の坂城町の発展に大きく関わってくる事業であると思います。

形となり、物が見えてくると町民の方からは、道路はどのようになるのか、開通はいつになる

のか、また、国道18号バイパスといつどのようにつながるか、同じく事業が始まっている新工業団地においても、規模や区画、企業誘致など、いつから利用し始めるかなど、様々な声が寄せられています。

前段でも述べましたが、過去、先輩議員によりこの事業に係る様々な一般質問がなされています。今回、私は事業案が形になってきた状況を踏まえ、新工業団地造成、坂城インター先線の概要、そしてこの両事業を起点として、今後さらなる町の発展について関心を持たれている多くの町民の皆様、いま一度説明をいただきたいと思います。

新しい道路ができると様々な変化が起こります。インターに直結する道路となるため、今後、上田川西方面や千曲市からも高速道路を利用する人々が増えることが予想されます。このように、人の流れに大きな変化が生まれるのではないのでしょうか。また、新工業団地造成においては、新たな雇用の可能性や、企業による税の増収という変化も期待されます。

そのような可能性を踏まえた上で、町内への人の流入入によって生み出される税収入が一例として、町所有の公共施設なども今事業と併せて整備を検討していくということが、今後の坂城町の発展及び町民の益となるのではないかと考えます。

新工業団地造成、インター先線沿線の両事業のみだけでなく、並行して地元を盛り立てていくことを考えていただくための、私の一般質問を行いたいと思います。

(イ) 新工業団地造成について。

今回、造成事業についてですが、既存の工業団地がある中、新規造成に至った経緯をお聞かせください。また、造成にはどのような経費、整備を見込んでいるのでしょうか。

次に、現在の進捗状況は。分譲はいつを予定するのでしょうか。

町内企業のみに分譲するかということで1点目として、分譲方法はどうか考えているのでしょうか。

2点目として、分譲申込みの基準は設けられているのでしょうか。

3点目として、町外からの企業誘致についてはどのように考えておられますか。

最後に、今後さらなる造成拡大を行う予定はあるのでしょうか。

続きまして、(ロ)の坂城インター先線についてです。

事業内容について1点目として、どのような道路となるのでしょうか。詳細をお聞かせください。

2点目として、横断歩道はいくつ、どのように設置されますか。

3点目として、今後、テクノさかき駅を利用する、通勤、通学に使用することを想定して、自転車レーンの整備についてはどうなっているのでしょうか。また、この事業に係る工期、事業費は、令和2年度の事業内容は。

次に、現工業団地との道路接続はどうなるのでしょうか。

最後に、国道18号バイパスへの接続に向けて、取り組みはどのように考えていらっしゃいますか。

(ハ)の町の発展に向けて。

道路が新しく造られることにより、人の流れや流通などがもたらす変化は、町に大きな影響を及ぼすと考えられます。

1点目として、国道18号バイパスとインター先線の接続を見据えてのまちづくりについて、地域交通網が整備されると新たな人の流れが生まれることが想定されます。仕事で訪れることだけでなく、観光等の需要も生まれる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、例として挙げますが、湯さん館や鉄の展示館などの施設、その他観光のできる場所やその周辺環境の整備も、今回のような両事業と一緒に考えなければならないと感じるが、そのようなことは検討されているのでしょうか。

2点目として、工業はもちろんのこと、その他の分野である観光や商業、農業についても大きく影響が見込まれると思うが、どう考えていくのでしょうか。

以上を質問いたします。

町長(山村君) ただいま大日向議員さんから、新工業団地造成と坂城インター先線の整備についてのご質問がありました。

(イ)の新工業団地の造成についてと、(ロ)の坂城インター先線についてのご質問につきましては、私から概要をお話しして、詳細については担当課長から答弁いたします。

まず、新工業団地ですが、当町は工業を中心とするものづくりの町として産業の振興とともに発展し、優れた品質と高い技術を持った企業が集積しております。

このような中で町内の複数の企業の皆さんから、新たな事業用地を求めのご要望をいただいたところでございます。新たな事業展開や雇用創出による地域経済の活性化、また町内への移住、定住の促進にもつながることから、町の重点施策の一つと考え、関係団体による新工業団地造成箇所選定会議の決定を受け、事業を進めることといたしました。

また、新工業団地とともに事業化いたしました町道A09号線道路改良事業は、町の主要道路として、工事の進む坂城インター線と接続させることにより、新工業団地へのアクセスを向上させるだけでなく、国道18号の交通量を分散させることによる渋滞の緩和など、多くの町民にとって利便性の向上が図られるものと期待するところでございます。

事業の進捗としては、現在、農業振興地域除外申請について長野地域振興局から、異存がない、との事前協議の回答をいただいているところであり、今後、地権者の皆様にご理解をいただく中で、用地交渉を進め、来年度、新工業団地の造成工事とA09号線の道路改良工事を行い、令和4年度に工業団地の分譲開始、並びにA09号線の開通を目標としているところであります。

今後も町内企業のニーズを的確に捉え、時代に即した工業団地の造成を計画的に進める必要が

あるものと考えております。

続いて、(ロ)の坂城インター先線についてでございます。

主要地方道の坂城インター線は、平成10年、1998年の長野オリンピック開催に合わせ、中之条地区において、平成8年の坂城インターチェンジの開通に先立ち、平成5年に坂城インター予定地から国道18号までの約1.5キロメートルが開通し、現在に至っております。

また、長年にわたる国や県への要望活動の結果、上田坂城バイパスと県道力石バイパスを結ぶ坂城町区間3.8キロメートルが、国道18号バイパスとして、平成23年4月に国の直轄事業として事業化されたところであります。

坂城インター線は、坂城インターチェンジとこの国道18号バイパスを結ぶ、千曲川を横断する440メートルの橋梁を含む、延長約1,300メートルが道路整備の全体計画となっているところであります。

現在、実施しております工事は、国道18号からA09号線を結ぶ約400メートルの区間で、平成27年度から事業に着手し、総事業費25億円の事業計画であります。

現在、事業費ベースで約70%が完了し、令和4年度に完成の予定で進められております。

続きまして(ハ)の町の発展に向けた国道18号バイパスとインター先線の接続を見据えたまちづくりの展望についてであります。

今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスの延伸が進み、坂城インター線がA09号線に接続し、さらには、将来的に坂城インターと国道18号バイパスがつながりますと、広域道路として交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、町の様子も大きく様変わりするものと想定されるところであります。

新たな基幹道路の完成は、農商工の産業はもとより、観光などにおいて大きなインパクトとなり、地域経済の発展や町内幹線道路とのネットワークの向上など、様々な効果をもたらすものと考えているところであります。

経済活動においては、新たな産業の立地や物流の効率化により、町の経済発展への波及効果のほか、総合的な開発の基盤となり得るものであります。さらなる経済活動の進展が期待されるところであります。

また、交通網の整備により、産業の活性化、観光開発など、幅広い視点からまちづくりを進めていく必要がありますが、観光面においては、観光客の移動が円滑になり、利便性の向上とともに、町内周遊への効果が期待できることから、施設のリニューアルや企画の在り方の工夫なども必要となるものと考えております。

一方、商業面においては、新たな商業店舗の出店などが考えられ、また、農業面においても、沿線の農業振興地域における優良農地の確保といった観点からは、無秩序な開発行為などに対する規制措置なども十分検討していく必要があると考えております。

町では現在、令和3年度から10か年のまちづくり施策全体の計画である第6次長期総合計画の策定を進めているところであります。

計画の策定にあたりましては、将来的な町の情勢や各分野の施策内容を踏まえるとともに、インフラ整備のほかにも、産業、福祉、教育、環境、防災など、様々な視点から町の将来像を捉えるとともに、土地利用の観点からは、都市計画や農業振興地域の調整など、将来的な地域の活性化や秩序ある開発のバランスの検討も必要となっておりまいます。

長期総合計画以外にも、今年度は様々な計画の策定が行われる年でありまいます。

第6次長期総合計画を中心に、それぞれの計画と整合を取る中で、有識者や住民の皆様のご意見等をお聞きしながら、時代に合った夢のあるまちづくりの方向を見据えていきたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） （イ）の新工業団地造成についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、新たに造成するに至った経緯でございますが、平成28年の前田工業団地の分譲完了に合わせ、新工業団地の造成の指標とするため、町内147の企業を対象とし、工業用地に関するアンケートを実施いたしました。

企業の7割から工業団地の造成が必要との回答を得たところであり、将来を含めた工業用地の購入希望が20社ほどございました。

希望があった造成エリアや規模といたしましては、坂城インター線沿いやテクノさかき工業団地周辺など、幹線道路沿いが多く、高速道路へのアクセスがよく、交通の利便性が高い場所を求められていたところであり、企業が必要とする面積といたしましては、合計で約4ヘクタールでございました。

このことを受け、町内農商工の関係者をはじめ、金融機関、学校、区長会など、関係団体の皆様による新工業団地造成箇所選定会議でご審議をいただき、テクノさかき工業団地の西側に、約4ヘクタールの工業用地を確保していくことについて決定をいただきました。

また、平成30年7月には、この新工業団地造成事業の実施に向けた最初となる事業説明会を開催し、地元の皆さんに事業に対するご理解をいただく中で、新たな工業団地造成に向けた県との協議をスタートさせ、現在に至っているところでございます。

次に、造成に係る経費についてでございますが、主な経費といたしましては、土地購入費と造成工事費でございます。

造成工事においては、開発行為の許可が必要となり、開発許可等の基準に即した道路、緑地、調整池などを整備する必要があるほか、境界現地測量などの測量試験費用や開発行為申請書等の作成費用などが必要経費となります。

次に、現在の進捗状況と分譲の時期についてでございます。

今年5月に2回目となる事業説明会を坂城テクノセンターにおいて、新型コロナウイルス感染

症対策を講じる中で、3回に分けて開催をいたしました。

地権者をはじめ、地元区、関係する農業団体の方々など、全体で54名の方にご出席をいただき、事業概要や今後のスケジュールのほか、土地の買収についてご説明をさせていただき、ご承諾をいただいたところでございます。

事業用地の農振除外申請につきましては、7月27日に開催した坂城町農業振興地域整備促進協議会においてご審議をいただき、農業振興地域整備計画の農用地からの除外について異議なしの答申を受け、長野地域振興局に、農用地区域の除外に係る事前協議を提出し、8月28日に異存なしの回答をいただきました。

現在、公告、縦覧などの事務手続を行っておりますが、所定の期間を経て、県知事への農業振興地域整備計画変更の協議申請を行い、12月までには同意がいただけるものと考えております。

同意後には、個別に用地交渉などを進め、来年度には、農地転用申請と開発行為許可申請の手続を行い、新工業団地の造成工事と町道A09号線の道路改良工事に着手してまいる計画でございます。

また、令和3年度末までに竣工、令和4年度の工業団地の分譲開始及び町道A09号線の開通に向けて、今後進めてまいります。

次に、町内企業のみに分譲をするのか、とのご質問でございますが、今回の新工業団地造成にあたりましては、町内企業の需要に対して進めている経過がございますので、町内企業のみに分譲ということではなく、まずは町内企業を優先して進めてまいりたいと考えております。

分譲の方法につきましては、これまでのアンケート等で分譲を希望されていた町内企業から正式にご予約をいただき、工場立地審査委員会等の中で、立地企業の業種や分譲面積などについて協議、審査を進めていく予定でございます。

町外からの企業誘致についてでございますが、まずは今回の造成事業を進め、町内企業優先ということで進めてまいりたいと考えております。

次に、今後、さらなる造成を行う予定はあるか、というご質問でございますが、ものづくりのまち坂城において、工業用地の確保は、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大など、地域経済の活性化と雇用創出において、大変重要な施策であると考えております。

工業団地の整備は長い時間を要しますので、企業の立地需要を予測し、将来を見据えた計画による整備が求められると思います。

一方で、経済情勢の変化により、工業用地の需要は変化し、企業の立地に対するニーズも時代とともに変化するところでございます。

経済情勢や企業動向を常に注視していく中で、企業のニーズに合った工業用地の供給が迅速にできるよう、努めてまいりたいと考えております。

建設課長（大井君） （ロ）坂城インター先線のご質問についてお答えをいたします。

現在、実施されております坂城インター線の延伸工事の内容として、道路の規格は、片側3メートルの車道と、その外側に1.5メートルの自転車通行帯、さらにその外側に2.5メートルの歩道がある幅員14メートルで、高さ約9.8メートルの盛土の上に道路整備を行い、国道18号との接続部には右折レーンが設けられる予定とお聞きをしております。

次に、歩行者や自転車利用者の方々の安全対策といたしまして、横断歩道の整備を、今回の工事の起点、国道18号西側に1か所と、道路の終点部分、A09号線に接続する箇所にも1か所設置の予定でございます。

また、独立した自転車レーンを設けることで、自転車を利用される方や、歩行者などの安全性を高め、テクノさかき駅等を利用する通勤、通学の方々なども利便性を図る計画がされております。

本年度実施される事業は、5億1千万円の事業費が計上されており、しなの鉄道を横断する跨線橋の工事は、去る7月6日から10日までの5日間にわたり、500トンの大型クレーンによるコンクリート桁の設置が行われたところでございます。

このほか、跨線橋前後の道路整備や、物件補償等を行う予定とお聞きしており、併せて町道及び用水路の付け替え工事も予定されております。

次に、現在の工業団地との道路接続につきましては、町において鼠橋通りから、工業団地の西側を通過して坂城インター先線に接続するA09号線の道路改良事業を進めており、それぞれの事業が完了しますと、坂城インターや国道上田坂城バイパスへのアクセスが向上し、工業団地内の企業の皆様の利便性も向上するものと考えております。

また、国道バイパスへの接続に向けての取り組みといたしましては、坂城インター線が全線開通すると、坂城インターと国道18号バイパス坂城町区間が直結する新たな町内の基幹道路となり、町内企業の物流や通勤時などの混雑が緩和され、人や物の動きがスムーズになることが期待されます。

防災面においても、千曲川を横断する新しい橋の完成により、千曲川の増水時でも迅速に避難することや、救助活動などで町内に入ってくる大型車両の移動にも効果があるものと考えております。

また、町といたしましては、坂城インター線の全線開通や、国道18号バイパス坂城町区間の完成に先立ち、A09号線の道路改良により、上田坂城バイパスと坂城インター線を結ぶことで、上小地域などの広域のアクセスの向上に努めているところでございます。

このように、町内の基幹道路ともなる坂城インター線や国道バイパスがもたらす様々な効果は、大変大きなものがあると考えており、先般8月18日に県や長野国道事務所に、町長及び小宮山副議長さんとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の要望活動を行ってまいりました。

その中で、国道バイパス坂城篠ノ井間の早期完成に向けて要望活動を行うとともに、坂城イン

ター線の延伸につきましても、工業団地から国道バイパス坂城町区間までの早期事業化に向けて要望活動を行ったところでございます。

しかしながら、坂城インター線と接続する国道バイパス坂城町区間は、事業化から今年で10年となっておりますが、現時点では供用開始の時期などについて示されてはおりません。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、事業の進捗を図るべく、関係機関へ働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えており、議員の皆様をはじめ、地域や企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、長野国道事務所、県、関係機関と連携し、坂城インター線及び国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

まず、新工業団地については、おおむね事業に大きな変更もなく、順調に進んでいることが分かりました。

しかし、現在世の中の情勢が目まぐるしく変化しています。そういった中で波に飲まれることなく、乗り遅れのないまちづくりを今まで以上に期待しております。

また、インター先線の進捗状況におきましても、計画どおり順調に事業が進んでいることが分かりました。

また、歩行者用の歩道、自転車専用通行帯がそれぞれ設けられ、横断歩道については2か所設置予定とのことですが、国道18号交差点はインター方面からほぼ直線で下ってまいります。十分な減速がなされない車両が通行する可能性もあります。

そして、交通網が新たに整備されるということは、様々な利用者が増え、事故等が発生することも予想されます。通勤や通学等で利用する歩行者が安心して安全に通行できるよう、併せて検討をいただきたいと思います。

新工業団地造成、インター先線沿線の両事業が行われることによる町の今後について、現在、策定作業が進められております総合計画などを基に考えていくとのことですが、私が質問した中で示しました、各施設やその周辺の整備について将来的に考えるというのではなく、同時に並行展開させることにより、スムーズな町の発展を進めることも大切ではないかと思えます。

当町の基盤産業の工業に頼り続けるのではなく、観光や商業、農業などにおいても、より一層発展するよう考えていくことが今後の課題ではないかと思えます。

答弁について1点、再質問をさせていただきます。

インター先線について、令和4年で事業が終了する予定ですが、その先、道路の延伸、橋、国道18号バイパスへの接続はどのような過程をたどるのでしょうか。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただいてまいりましたが、インター先線の延伸や国道18号バイパス坂城町区間、それぞれの事業は国や県により実施されるものですが、先ほど答弁も申し上げました

ように、町といたしましては、早期の供用開始に向けて要望活動を実施してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より答弁いただきました。

現在、世の中がこのような情勢であり、国への要望等は難しくなっていると思いますが、その中でも今まで培われた人脈などから、今日までの各種団体等への太いパイプを、さらにより太く構築いただき、工期が遅れることのないよう進めていただけるよう、これからもご尽力よろしくお願いたします。

もちろん、私たち、特に町議員また議会といたしましても、町の発展に係る事業に力を尽くして活動をしていきたいと思ひます。

今回の一般質問は以上となります。

今回、2つの事業とその事業がもたらす町の今後の発展について質問を行いました。

両事業においては順調に行われているということで安心いたしました。

ただ、町施設、その周辺の整備について具体的に伺えなかったのは残念であります。また違う機会にお聞きしたいと思ひます。

さて、今回一番話したかったことですが、交通網が整備される周辺は一気に発展の可能性が高くなります。その反面、かつての商店街が縮小し、小売店が明かりを落としているのが実情ではないでしょうか。

人の流れがどのように変化するかを予測、また町の未来を予想した環境の整備等を並行して行っていくことが町の活性化につながっていくのではないかとと思ひます。

3月議会の一般質問において、今後、住民主体のまちづくりが必要だと述べました。もちろん、専門的なご意見も大切だと思ひます。

まずは、ここに暮らす人、町民が何を思ひ、望むものは何なのか、専門家と住民の意見が混ざり合い融合する、そうして町にとっても大きな意義が生まれると思ひます。

そのように、複合的、総合的な思考で、これからのまちづくりを考えていただけるようお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時00分～再開 午後 2時10分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。少し喉の調子が悪いので、お聞き苦しいかもしれませんがよろしくお願いたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症は、WHOのテドロス事務局長がパンデミックを宣言され、今や全世界へ拡大しています。日本においても、感染者、それによる死亡者も増大し、お国の一大事と言える事態に発展しています。

また、本町を含む長野圏域でも感染が拡大し、県では8月25日、レベル3に上げられ、新型コロナウイルス警報が発令されました。本町でも、新型コロナウイルス感染4例目が発症しています。そこで、その支援、対策などについてこれから順次質問をいたします。

(イ) 第1次支援について。

町では、地方創生臨時交付金坂城町配分額を受け、既決予算を含む特別定額給付金関係事業分を除いた新型コロナウイルス感染症対応事業費1億1,613万円が予算化され、多くの支援事業が盛り込まれました。

はじめに、特別定額給付金について、8月末の給付率は99.78%と高いわけですが、未利用者についての未利用の原因、問題点、課題をお聞きするとともに、不受理がないかどうか、詐欺被害なんかが見られたかどうかお尋ねします。

このほかの特別定額給付金以外の事業で、申請期限、実施期間の終了した事業の利用状況と利用率の低いと思われる事業があれば、その考えられる原因をお聞きをいたします。

一方で、成果が見えてきた、あるいは見えているケースはどんなものがあるのでしょうか。体系的な分類での予算は、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業で3件、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業2件、町有施設等における感染拡大防止のための事業に3件の合計8件が盛り込まれていますが、それぞれの進み具合はどんなのでしょうか。予算が動いている事業は執行率も併せてお聞きをいたします。

次に、個別事業について2つ伺います。

1つは、小規模事業者等持続化応援支援金について、申請期限が7月31日から令和3年1月29日へ期間延長されたその根拠と、支援要件など内容変更あったのかどうかお尋ねをいたします。

2つ目は、小中学校一斉臨時休校が4月10日から24日、5月6日、そして24日と何回も延長され、児童生徒は在宅を余儀なくされました。この間、プリント学習、インターネット環境、部活の中止や健康管理面など、長い臨時休校期間での取り組みをどのように評価しているのかお尋ねをいたします。

(ロ) 第2次支援について。

第2次支援については、国庫補助2次配分額を受け、2次補正1億9,604万円が予算化されました。その中で、8月12日には地域応援活性化事業として、「チア・アップ! さかき2020!」なるものが開催されました。しかし、新型コロナウイルス感染の影響で規模が大幅に縮小されましたが、その成果をどのように見ているのでしょうか。

学生リフレッシュ応援事業の交付は81件とありましたが、今現在の交付状況は同じでしょうか、どうでしょうか。交付申請が8月1日から9月30日までの短い期間で、東京はじめ県外自粛が求められてもいる中で、果たして十分な効果があるのか疑問であります。浮き足立った事業に思えてなりません、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、福祉関係事業についてお聞きします。

はじめに、手当受給者特別給付金支給事業の該当対象者数と対象者が複数いる世帯数、それに対象者を7月分受給者と決めたその根拠をお聞きをいたします。

重度障がい者及び寝たきり等高齢者在宅介護者応援特別給付金支援事業では、支給額をそれぞれ一月あたり2,500円と定めた根拠と、入院や入所などにより非該当になった方が返納する事態を極力避ける必要が、そういう配慮も必要というふうに思いますが、その辺をお伺いをいたします。

商工振興面について伺います。

中小企業対策事業では、基金積立てにより、令和7年度までの利子補給ができるようになりましたが、7年度最後の基金清算をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

雇用調整助成金等申請支援事業では、現在の申請状況をお聞きするとともに、補助額上限を10万円と定めた理由と、多くの事業所は1事業所、1事業者10万円以内で収まるというふうに見ているのかどうか、その点もお聞きをいたします。

最後に、GIGAスクール構想推進事業についてお聞きをいたします。

機種やパッケージ、運用方法などは、既に坂城町ICT推進委員会で決められたようですが、委員会の人員構成と検討の経過及び決まった内容をお聞きをいたします。

また、全国的に進められている事業で、発注しても計画期間内に整備ができるか懸念する向きもあるやに聞こえてもきますが、大丈夫でしょうか。

(ハ) 今後の対策は。

はじめに、長野県では、8月4日に新型コロナウイルスの警戒レベルを従来のレベル3からレベル6段階に変更し、19日にはレベル5の引き上げの目安や対応策の修正がありましたが、広域圏連合長などからはわかりにくいという声が多く上がっています。町ではこの変更をどのように見ているのでしょうか。

高齢者やひとり親など、生活困窮者への支援が必要です。各種の福祉団体やグループ等が一体的にコロナ対策に立ち向かう連携強化を働きかけたり、民生委員の感染防止の上での行動力の強化を図る必要があると思いますが、お考えをお聞きをいたします。

経済の方向は、効率化、省力化追求から、中長期的な持続可能な経済に向けた資本主義社会への移行が高まりつつあります。第6次長期総合計画策定も進む中で、経済特化、企業集積の本町にあっては、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策も大切と思いますがいかが

でしょうか。

GIGAスクール構想は、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境の実現というのがうたわれています。昨日の質問に町長も述べられてもいましたが、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現、誰一人残すことのない公正に個別最適化された学びの実現をするためには何をすべきかお考えをお尋ねをいたします。

最後は財政状況です。

はじめに、一般会計に占めるコロナ対策事業費の比率をお聞きをいたします。

これから第2、第3波でコロナ対策が長引いたりいたしますと、財政調整基金云々の枠をはるかに超える財政の悪化、債務の増加が懸念されます。財政運営の道筋をしっかりと押さえていくことはことのほか重要ですが、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま、塩野入議員さんから新型コロナウイルス感染症対策のご質問で、（イ）（ロ）（ハ）ということで多岐にわたりまして非常に細かくご質問をいただきました。私からは、町の新型コロナウイルス感染症対策事業の経過ですとか、考え方についてお答えを申し上げまして、個々の質問の内容につきましては、教育長、あるいは担当課長からお答えを申し上げます。

いろいろお話ありましたけど、新型コロナウイルス感染症への対応、支援につきましては、国の交付金が創設される前の早い段階から、感染拡大の影響により厳しい環境にある中小企業や小中学校の臨時休業等で影響が大きい子育て世代などに対して、町独自の対策を行うなど、スピード感を持って対応してまいりました。

また、4月末には特別定額給付金の支給開始に伴い、給付の体制を整備するとともに、所要の予算措置を行いました。その後、国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用して、5月の第1次配分では、国の持続化給付金の対象にならない事業者への独自支援や町民スタンプラリー消費回復応援事業のほか、地域や町の防疫用品、防災用品の確保、公共施設におけるオンライン環境の整備などの事業を予算化いたしました。

また、7月の第2次配分では、GIGAスクール構想推進事業のほか、医療機関や介護保険事業所、在宅介護者などへの支援、学生リフレッシュ応援事業、中小企業などへの利子補給基金の積立てなどを予算化し、町の実情に即した様々の事業を段階的に展開してきたところであります。

なお、これまで当町における新型コロナウイルス感染症関連の事業費の総額は、国の交付金や補助金を活用した事業含めて約19億5,100万円となっております。

当町におきましても、8月7日以降、4名の感染者が確認されており、長野、上田両圏域にそれぞれ警報、特別警報が発令されるなど新型コロナウイルス感染者数が増加している状況でございます。

住民の皆様には、引き続き感染症拡大防止にご協力いただくとともに、感染者や治療に当たっ

た医療関係者などに対して不当な差別や偏見、いじめなどが行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いしたいと考えております。

町といたしましても、正確な情報提供や注意喚起などに努め、危機感を持って感染防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

教育長（清水君） 1、新型コロナウイルス感染症対策について、（イ）第1次支援についてのうち、学校の臨時休業期間の取り組みの評価についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまでに前例のない長期間にわたる臨時休業を経験したところでございます。臨時休業中及びその前後におきましては、各学校の情報交換や共通理解、緊急課題の対応などを図るため、臨時の校長会を適宜開き、教育現場の様子や学校長の意見等を聞きながら対策を講じてきたところでございます。

臨時休業中の児童生徒の学習の取り組みといたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援といたしまして、教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページなどのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会と学年会、教科会におきましては、個別学習支援システムの提供とその周知を行ってまいりました。また、すぐメールによるアンケート調査を行い、インターネット環境がないご家庭を把握する中で、各学校の体育館にWi-Fi環境を整備し、使用していなかったパソコンを活用した個別対応も行ったところでございます。

この間の教職員の対応といたしましては、子ども達への週1回の課題の作成と配布、回収、評価を行ったほか、子ども達の健康状況や生活状況、精神面等を考慮し、担任等による家庭訪問を実施するとともに、すぐメールを活用した健康チェックや、希望者には必要に応じて教育相談や健康相談などの個別対応等、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

このように、長期間にわたり臨時休業中の取り組みを行ってまいりましたが、教職員については、子ども達への課題作成の際の内容やその量などに苦慮したほか、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配布された課題の進み具合や生活のリズムの面でも、個人差が多く見られるなどの課題が見えてきました。

こうした課題につきましては、保護者からご意見をお聞きした教職員からの提案があり、5月11日から22日までの間の平日に限り、家庭でも学校と同じように時間の区切りを意識した生活を送れるよう防災行政無線の戸別受信機を活用いたしまして、朝の挨拶から始まり計4回、学校と同様のチャイムの放送を行ったところでございます。各学校においては、子ども達への課題作成の際にチャイムに合わせた時間割を作成し、時間割に合わせた課題の内容や量などに工夫をする中、子ども達も規則正しく時間に余裕を持って家庭学習などに取り組むことができるようになり、生活面も含め、多くの保護者の皆さんから非常に有効であったというご意見をお聞きしたところでございます。

また、学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境や子ども達の心のケアといった心配も懸念されたことから、早い段階から各学校において家庭訪問を行い、課題などを配布する際にご家庭の様子をお聞きする中で、希望者には教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な子どもやご家庭には、教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を図ってまいりました。また、相談を行う中で、支援が必要な子どもに対しまして、各学校で個別に対応し、学習指導や生活指導などを行うことにより、子どもをはじめ保護者の心のケアにも努めてきたところでございます。

このように、様々な取り組みを行ってまいりましたが、各ご家庭の協力や関係者の皆様の協力のほかに教職員などの努力の甲斐もありまして、学校再開後の子ども達の様子などを伺う中では、元気にのびのびと過ごしているとのことであり、課題や反省点もございましたが、一定の成果があったのではないかと感じており、今後に活かしてまいりたいと考えております。

続きまして、(ハ) 今後の対策はのうち、GIGAスクール構想に関するご質問についてお答えいたします。

GIGAスクール構想では、多様な資質や能力を持つ子ども達や、支援が必要、または不登校の子ども達など、誰一人取り残さない、個別最適化された学びの実現が求められております。

このため、ICT機器を効果的に活用した授業改善や、情報モラルを含む情報活用能力の育成など、従来の教育実践とICTを組み合わせたICT教育を推進することにより、教育環境の充実を図るとともに、今後訪れるICT社会に対応できる人材の育成を図ることが重要と考えます。一人一人の子ども達に対し、学習状況や興味関心に応じた個別対応ができるよう、導入した情報機器等を効果的に活用するために、教職員のICT技術向上のための研修会を定期的を開催するとともに、専門的知識を持ったICT支援員を配置することも視野に入れ、ICTと従来の教育実践とのよりよい組み合わせが図れるよう、教職員の負担を軽減しつつ、全体のレベルアップへの取り組みに力を入れていく考えでございます。

また、各年度におけるICT活用目標を計画し、各年度終了後、各学校の活用状況等を取りまとめを行い、坂城町ICT推進委員会において達成状況を検証する中で、未達成の学校における対応等を協議、検討するなど達成状況を踏まえたフォローアップ等も重要であると考えているところでございます。

総務課長（柳澤君） 1、新型コロナウイルス感染症対策について、(イ) 第1次支援についてのうち、特別定額給付金の利用状況等のご質問についてお答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として設けられた、国民全員に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業につきましては、期間中広報やホームページ、防災行政無線で随時お知らせし、また、未申請の方に対して再勧奨の通知をお送りするとともに、職員が直接ご自宅を訪問するなどの対応も図ったところでございます。

未申請の要因については、住民基本台帳上町内に登録されているものの、何らかのご事情により実際には住んでいないことが主な要因と考えられるところでございます。また、申請していただいたうち、不受理や詐欺被害に関してでございますが、申請書類に不足や不備があり再度提出していただいたケースは若干ありましたが、町で申請を受理しなかったものはなく、詐欺被害に関しても把握する中では出ていない状況でございます。

次に、事業にあたっての問題点と課題ということでございますが、4月の閣議決定後全国一斉に準備作業に追われたことなどから、当初、システムの対応や郵送の手続などに時間を要し、申請書の発送が若干遅れてしまったことや、マイナンバーカードによる受付手続も可能でありましたが、オンライン申請が少なかったことなどが挙げられるところでございます。

続きまして、(ハ)今後の対策はのうち、財政運営の考えはのご質問についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策について、町においては補正予算等を組みの中で、できる限り迅速な対応に努め、令和2年度一般会計における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る歳出予算額は、今議会に上程している第8号補正分を含め、約19億5,100万円であり、ご質問の一般会計に占める割合は22.8%となっております。

今後の財政見通しでは、世界的な経済の停滞により法人個人ともに町民税の増収は難しく、加えて、税金の納付が困難な方について納付を1年間猶予する特例制度が創設されたことにより、町税のみならず国税を財源として地方に配分される地方譲与税や地方消費税などの交付金にも影響が出るものと考えられ、予期せぬ歳入の減少については、財政調整基金を繰り入れながらの緊縮した財政運営を余儀なくされることもあろうかと考えるところでございます。

一方で、今後におきましては、1年間猶予された町税等の収入が見込まれること、また町税等の減収分については、翌年度以降3年間で普通交付税において調整がなされることなど、現制度化における歳入の動向を把握しながら財政運営を行っていく必要があるかと存じます。

先の見えない社会情勢の中、厳しい財政運営が求められることになるかと思いますが、こうした動向把握のほか、国、県等の補助金や特定目的基金や財政調整基金の活用など歳入の確保を図り、歳出におきましては、取り組まなければならない事業の優先度に配慮し、これまで以上に事業の必要性、費用対効果等を精査しながら、持続可能な町の財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） はじめに、(イ)の第1次支援の特別定額給付金以外の事業で申請期限等が終了した事業についてお答えをいたします。

県と町との協調により実施いたしました新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金は、緊急事態宣言の発令の中、4月24日から5月6日までの全ての期間で休業等の要請にご協力をいただいた事業者に対し、県と町が協調して協力金を給付する事業として行いました。

当町においては、飲食提供施設23施設、スポーツジムやヨガスタジオなどの運動施設4施設、

村上地区の観光農園1施設の28施設に一律30万円の協力金を給付いたしました。この期間において、飲食店やスポーツジムなど3密が想定される施設の休業や時間短縮により、新たな感染防止対策につながったものと考えております。

次に、新たなサービスを始める飲食事業者を応援する新サービス創出応援補助金でございますが、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。売上げが落ち込んでいる飲食事業者が、新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなど経営の多角化や売上げを確保する取り組みを行う際に係る初期費用を補助するもので、補助限度額を20万円としているものでございます。

申請がありました件数は13件、交付決定額は254万円でございます。利用件数は、想定した4割強ほどでございましたが、今回の事業を利用した飲食事業者においては、コロナ禍が終息しても続けられるサービスとして確立され、利用者も徐々に増えているとお話もお聞きする中では、今後の売上げの確保等に貢献できたものと考えております。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業でございます。

業況が悪化している町内の商業やサービス業など、事業所の経営回復と事業継続を図り、地域の消費喚起を促すため、町商工会への委託事業として実施をいたしました。6月と7月で2回実施し、合わせて865人の方に参加をいただきました。多くの皆さんに参加いただけるようスタンプラリー用の台紙を全戸配布し、様々な形で情報発信を行ったところでございますが、利用世帯といたしましては約1割という状況でございます。

利用件数が伸びなかったことから、消費者へのインセンティブの方策、周知、情報発信の方法などについて町商工会とともに検証し、課題の洗い出しを行う中で、新たな消費喚起や経済回復事業などにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、小規模事業者等持続化応援支援金についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者に対して、国の持続化給付金の対象とならない町内の事業所の事業継続を下支えし、経営の安定化を応援するため支援金を給付する事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、小規模事業者等に甚大な影響を与え続け終息する見通しが立たないことから、7月末までとしていた申請受付期間を来年1月29日まで延長し、小規模事業者等の支援を図っているところでございます。また、給付対象となる売上げ減少の対象期間としましては、国の持続化給付金に合わせて12月末までとしているところであり、そのほかの支給要件など内容の変更はございません。

続きまして、(ロ)の2次支援についてお答えをいたします。

地域応援活性化事業「チア・アップ!さかき2020!」についてでございますが、令和元年東日本台風による千曲川氾濫被害の傷跡がまだ癒えない中で、新型コロナウイルス感染拡大によ

り、日常の生活への制限と世界中を巻き込んだ不況が覆っておりますが、地域の皆さんや事業所の皆さんを応援し、地域の活性化を図るため、8月12日に株式会社まちづくり坂城を中心に、町商工会、テクノさかき工業団地組合と共同で「チア・アップ！さかき2020！」を開催いたしました。

予定しておりましたピアノコンサートとビアガーデンは、町内での新型コロナウイルスの動向により中止といたしました。来場者のマスクの着用や検温、手指の消毒など感染予防対策を十分に図った上で、規模を縮小しての開催となりました。

当日は、新型コロナウイルス感染症による影響や猛暑であったことから、町民の出足は鈍かったものの、出荷された盆花など完売した商品もあり、販売促進と売上げの向上に貢献できたものと考えております。

また、地域の皆さんの元気があふれ、新型コロナウイルスが一刻も早く終息するようお願いを込めて、町内3か所で打ち上げた花火は、多くの町民から感動と応援のメッセージが寄せられました。コロナ禍で頑張っている地域の皆さんへの応援になったものと考えております。

続きまして、中小企業対策事業の基金の積立てについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内中小企業等の資金繰りを支えるため新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）では、貸付後5年以内について利子補給を行うこととしておりますが、2年目以降の利子補給に必要となる金額を基金に積立て、年度ごとに必要な金額を繰り出すものでございます。

借入額に応じた利子補給金を計算し、基金に積立てを行います。令和7年度の最後の利子補給において基金が残っていた場合は、残額を国に返還することとなります。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援補助金についてお答えをいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所が、従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の助成を受けようとして、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託をした場合、その支払った経費に対して補助金を給付するものでございます。8月1日から受付を開始しており、現在2件の申請をいただいております。

事業者が社会保険労務士に支払う申請代行料金は、受け取る助成金額に対する割合で決められているところが多く、一概にいくらとは言えない状況でございます。町内の大手、中堅企業等においては、社会保険労務士との年間顧問契約の中で対応されていたり、社内の総務担当者などが手続を直接行っていることなどから、この補助金については、小規模で従業員数が少なく、煩雑な申請手続まで手が回らないといった事業所への支援策として設定をいたしました。補助金の上限額設定については、社会保険労務士に支払う申請代行料金が様々であることから、同様の補助制度を設けている市町村の状況を勘案した中で定めたところでございます。

また、この補助金は、事業所の負担軽減を目的とするものであり、受け取る助成金額や申請回

数によっては、この補助金で全て賄えない事業所もあるものと考えております。

教育文化課長（堀内君） （イ）第1支援についてのうち、特別給付金以外で教育委員会が所管する事業についてお答えいたします。

教育委員会所管の事業は大きく2つございますが、1つ目といたしましては、臨時休業に伴い増加する経済的負担を支援するための事業であります。

まず、国の児童手当の上乗せ給付金の対象とならない18歳未満の子どもへの保護者に対して、子ども1人につき1万円を給付し、対象者340名のうち、申請期限の8月31日までに338名の申請があり、執行率は99.4%でございます。

また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に対しましては、1世帯当たり2万円の坂城商品券を給付し、対象となる134世帯のうち、申請期限であった8月31日までに133世帯の申請があり、執行率は99.3%でございます。

また、町内全ての18歳未満の子ども1人につき2千円分の図書カードを配布し、対象者2,038名全員への配布を5月中に完了したところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける学生の就学等への支援を行う事業がございます。

まず、準要保護児童生徒援助費支給事業の対象者に対しましては、特別支援費として年間3万円を上乗せして支給しているところでありますが、7月までに申請があり、7月の定例教育委員会において認定された111件について、8月から順次執行しているところでございます。

また、坂城町奨学金の対象者に対しましては、特別応援奨学金として月5千円を上乗せして給与し、8月の定例教育委員会までに計8名が奨学生として認定されており、通常の奨学金の1回目の給与月であります10月に合わせて半年分を執行する予定でございます。

2つ目といたしまして、保育園や学校等における感染拡大防止のための事業のうち、防疫用品の整備につきましては、これまで手指消毒液や施設設備用消毒用品などの消耗品について購入しており、発注済みのものを含め、8月末現在で約89%の執行状況となっております。

また、学校体育館等でインターネットを活用する学習支援のためのパソコン購入事業につきましては、既に予定していた30台が納品され、支払いも完了しており、万一臨時休業等になった場合に備え、いつでも活用できるよう設定作業等の準備を整えているところでございます。

続きまして、（ロ）第2次支援についてのうち、GIGAスクール構想推進事業についてお答えいたします。

はじめに、坂城町ICT推進委員会につきましては、坂城町学校職員会の中に位置づけられており、各学校のICT担当教員によって構成されておりますが、今回のGIGAスクール構想推進事業における端末の選定等につきましては、各学校長、教頭なども参画する中で検討が行われました。

端末の選定にあたりましては、最初に文部科学省が推奨する3種類あるオペレーティングシステム（OS）から1種類を決めなければならず、6月18日にデモ会を開催する中で、各学校の校長、教頭の意見も踏まえ、ICT推進委員会から操作性の良さや子ども達にとって扱いやすいなどの理由から選定したOSについて答申を受けたところでございます。

また、8月3日には、選定したOSを搭載し、文部科学省の補助対象となる基本パッケージで構成される各メーカーの端末機器のデモ会を開催し、補助金の上限額である基本パッケージの中で落下などの際に壊れにくい丈夫な機種であるとともに、無料で使用できるソフト等が充実しているパッケージとなっているものが選定され、答申を受けたところでございます。

なお、整備完了後の運用方法につきましては、今後研修等を通じて教職員のICT技術の向上を図りながら、ICT推進委員会を中心に検討していく予定でございます。

また、本事業につきましては、全国一斉に行っていることから、端末やルーターなどの機器の調達が大変難しい状況と聞かるところでございますが、来年の3月末の整備完了を目指し、速やかに契約手続等を進め、できる限り早い発注ができますよう努めているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、3点についてお答えいたします。

まず、（イ）第1次支援についてのうち、体系的な枠組みにおける予算執行率についてでございます。

町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策事業として、第1次分につきましては、3つのテーマを柱に事業を展開しているところでございます。

テーマごとの8月末現在における予算の執行状況につきましては、まず1つ目のテーマ、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業につきましては、利子補給や信用保証料の補給、休業協力金や持続化応援支援金、スタンプラリー応援事業などの事業を実施しており、予算の執行率は29.8%でございます。

2つ目のテーマ、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業につきましては、児童手当の対象外世帯への上乗せ支給、ひとり親世帯への支援、図書カードの配布や就学援助費、奨学金の増額など、事業を実施しており、執行率は79.2%でございます。

3つ目のテーマである、町有施設等における感染症対策防止のための事業につきましては、地域への防疫用品の整備や避難所への防疫用品の整備、小中学校などのオンライン環境整備などの事業を実施し、執行率は81.0%でございます。

第1次分の事業全体の執行状況といたしましては、執行率は41.3%という状況でございます。

続いて、進捗状況といたしましては、2つ目のテーマ、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業と、3つ目のテーマ、町有施設等における感染拡大防止のための事業につきましては、対象者への給付や関連用品の整備により、一部支払いが済んでいないものもあ

りますが、おおむねの事業が完了している状況であります。

また、1つ目のテーマ、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業につきましては、年単位での事業であったり事業期間が満了していない事業が多い中で経過的な状況と捉えており、今後とも需要が続くものと考えているところでございます。

続いて、(ロ)第2次支援についてのご質問のうち、学生リフレッシュ応援事業についてお答えいたします。

学生リフレッシュ応援事業は、新型コロナウイルスの影響で不安な時期を過ごす学生の応援を目的として、8月1日から9月30日までを申請期間として実施しているところでございます。

お贈りする応援券は、びんぐし湯さん館の贈湯券、坂城商品券、町長からの応援メッセージをセットにしたもので、学生本人に申請をしていただくほか、親御さんやご家族にも申請いただけることとしております。申請状況といたしましては、本日お昼の時点で90件の申請をいただいている状況でございます。

町といたしましては、学生が帰省された際に、ご自身や友人、ご家族などと温泉に入り、また食事やお買物を通して心身共にリラックスをしていただき、ふるさと坂城の良さを再発見していただける機会になればと思っております。

しかしながら、コロナ禍の中で、帰省がままならない学生に対しましては、親御さん等に申請いただいた後、商品券で学生さんが希望する品をご購入いただき、お送りいただくことも可能となっております。学生さんの状況に合わせてご活用いただけるものと考えているところでございます。

続いて、(ハ)今後の対策はのうち、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策についてのご質問にお答えいたします。

長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立つて町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した町政運営の基本となる最上位計画であります。第6次長期総合計画の策定におきましては、持続可能なまちづくりに向けた視点として、SDGsを加えていきたいと考えております。

第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題や取り組んでいく施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通してSDGsを推進してまいりたいと考えており、SDGs達成に向けたまちづくりも、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策の一つになろうと考えているところでございます。

また、世間を取り巻く状況といたしましては、様々な分野でICT化が進み、情報化社会が構築されてきましたが、国においては、そこからさらに進み、AIやビッグデータの活用が図られるSociety 5.0時代が掲げられ、その到来が予測されています。

そんな中、新型コロナウイルス対策としても注目を集め、企業においてもテレワークやウェブ

会議の活用などが急速に浸透するなど、働き方の形も多様化が進んでおります。

町では、これまでも町の発展に向けて様々な取り組みを進めてまいりましたが、今後につきましても、社会の変化や経済の動向などを注視し、持続可能な社会といった視点も含めた、時代にあった施策や事業を検討してまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、（ロ）第2次支援についてのうち、手当等受給者特別給付金給付事業のご質問から順次お答えいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅の障がい児・者の監護・養育に係る負担が増大しているということに鑑みまして、県が支給をしております特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給者に対して、町が特別給付金を給付する事業でございます。

最初に、該当者数についてであります。まず特別児童扶養手当の受給者は、一定の障がいのある児童を監護する親御さんなどとなります。所得制限により、手当の支給が停止になっている方を除くと48人ということですが、今回の給付金は、所得制限超過者でありましても、感染症の影響で収入が減少し、所得制限未満になる方についても支給対象とすることにしており、この要件に該当する場合は、支給停止となっている3人の方についても対象となる可能性がございます。

また、障害児福祉手当につきましては、特別児童扶養手当と重複する4名の方を除くと2人、特別障害者手当については、15人ということですが、したがって、支給対象見込者、給付金を受給される方としては、最大68人ということになります。

また、特別児童扶養手当におきましては、同一の世帯で複数の該当のお子さんがあるという世帯が5世帯ございますので、給付金の算定対象となる最大の数としましては73人ということになります。

続いて、対象を7月分の手当受給者とした根拠ということですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、特に4月の緊急事態宣言による様々な行動制限の中で、感染について配慮を要する重い障がいのある方やご家族への負担軽減を図るという事業の趣旨を考慮したものでございます。具体的には、県の手当の判定が毎年8月で切り替わります。その状況によりましては、一番大変な時期でありました緊急事態宣言期間に、手当を受給していた方が、この給付金を受けられなくなってしまうということが生じないように7月分の手当受給者としたところでございます。

次に、重度障がい者や寝たきり高齢者等を在宅で介護されている方に支給する在宅介護応援特別給付金給付事業についてでございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルスへの感染により、特に重症化が懸念されます重度障がい者や寝たきり高齢者等、在宅で介護されている方の身体的、精神的ご負担が増大している

ことに鑑み、その労をねぎらい、応援することを目的として、今年度に限り特別給付金として給付するというものでございます。

この事業の支給額を年額では3万円、月当たりでは2,500円とした根拠でございますけれども、今回の給付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護者の身体的、精神的負担の増大ということに着目をしているわけでありまして、これらを金額として定量化するということは大変困難でございます。したがって、マスクですとか手指消毒液等、感染予防のための衛生用品等の購入などでおおむねひと月に係る経費分として、設定をしたということでございます。

また、該当されない方について返納を避ける配慮ということでございますけれども、本給付金につきましては、障害分野また高齢者の分野で、介護者慰労金という事業を現在実施しておりますけれども、この事業と同時に支給することとしておりまして、この慰労金につきましては、支給に当たって入所ですとか入院といった状況を事前に確認いたします。そうした状況からしますと、非該当者が返納になるという事態は、ほぼ避けられるかなと考えておりますので、そのような形で事務を進めてまいります。

続いて、(ハ)今後の対策はのうち、県の感染警戒レベルについてのご質問にお答えいたします。

長野県が独自に設定しております新型コロナウイルス感染症の感染警戒レベルにつきましては、8月4日に、それまでの3段階から6段階に変更し、さらに8月19日に内容が一部修正をされてございます。

感染警戒レベルにつきましては、圏域あるいは全県の感染状況を示すものでありまして、感染者の発生が落ち着いている平常時のレベル1から、特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発令された場合のレベル6までの段階に分かれております。

この感染警戒レベルが分かりにくいとの声が聞かれますが、これはそれぞれの感染警戒レベルの目安として示されている、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数に加え、受入可能病床数に対する入院者や重傷者の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合等のモニタリングにより、総合的な判断をしているということ、それともう一点は、国が示した4段階のステージとの関係性などに起因しているものではないかと考えております。

町としましては、感染警戒レベルの上げ下げに際して、どのような状況分析からレベルの上げ下げに至ったのか、具体的にどのような対策や注意が必要なのかといったことを、明確に説明していただくことが重要ではないかと考えているところでございます。

次に、生活困窮世帯の支援についてお答えいたします。

生活困窮世帯への支援につきましては、コロナ禍でありましても、まいさぼ信州長野や町社協、

または私ども福祉健康課、保健センター、教育委員会、県の保健福祉事務所等の関係機関が、常に連携する体制をとっております。定期的に情報共有の場を設けるとともに個別のケース会議を随時開催し、必要に応じては関係する支援者などにもご出席をいただくなど、官民の枠を超えて支援にあたっているところでございます。

次に、民生委員の行動力強化を図る必要性ということでございますけれども、コロナ禍におきましては、委員自身の健康と主な訪問先となります高齢の方など、重症化リスクの高い方を守るということも一方では重要であります。そうしたことを踏まえますと、訪問活動というのは非常に難しい状況であることをご理解いただきたいと存じます。そういった中でも支援が必要な方を見逃すことのないよう、極力接触を避ける工夫として玄関越し、窓越しでの対応あるいは電話の連絡等、対面に限らず可能な範囲で活動を行っていただいているという状況でございます。

町としましても、様々な相談が寄せられる中で、民生委員と今まで以上に密接に連絡を取りながら対応をしているということでございます。今後も感染予防を講じながら活動をお願いしてまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） ちょっと質問量が多かったものですから、再質問の時間が余りないです。ちょっと2点だけお聞きしたいと思います。

感染警戒レベルは広域圏が基準になるんですが、その長野圏域の構成市町村の連携体制というのは整っているのかどうか。それから、県から発令などが市町村に届くその連絡体制はどのようになっているのか。もう一つは、生活困窮者等自立支援相談事業が、社会福祉協議会に委託されています。このコロナ禍での子ども・子育て、そして心身の健康や生活福祉などの分野の相談状況、その分野どのくらいあったか、以上2点よろしくお願いたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

長野圏域の関係でございますけれども、まず、県の感染警戒レベルの上げ下げについては、県が設置する専門家懇談会の意見を聞き、県の対策本部において決定をされるということでございます。基本的に決定後は速やかにメール等で連絡が来るということでございますけれども、例えば、8月25日に長野圏域の感染警戒レベル3に引き上げられましたけれども、その際には、翌日の午前中には、長野地域振興局と私どもを含む管内市町村のテレビ会議による連絡会議が開催され、引上げに至った経緯あるいは状況の確認、また今後の対策について情報共有をしたということでございます。そういった部分で連携を十分に図っており、実際にその会議を通して、町内の飲食店なんかはガイドラインの周知に回って行くということまで、うちの町としては決定をしたというところでございます。

それと2つ目のご質問、生活困窮相談の関係でございますけれども、ご質問にございましたように、生活困窮者等自立相談支援事業、本年度から社会福祉協議会に委託をしてございます。4月以降行った相談でございますけれども、8月末までで、延べ388件でございました。

分野別に分けますと、子ども・子育て分野については46件、健康に関する分野が19件、生活福祉については323件ということでございます。また、4月から8月末まで22名が新規相談ということで、昨年度1年間24人ということでありましたので、そのペースも大きく上回っているという状況でございます。

12番（塩野入君） いろいろご質問いたしました。

長野県では県が独自に定める新型コロナウイルス警戒レベルをレベル3から後づけの形でレベル6へと改定するなど、感染者数が拡大をしております。国のコロナ対策もころころと変わり、経済も大きく冷え込み、ワクチンも完成途上で新型コロナウイルスの終息は先が見えません。こうした中で、コロナ対策の取り組みは、走りながら対応しなければならない厳しい現実があります。

一方で、地方移住とデジタルシフトによる新しい生き方や働き方の視点も取り沙汰がされています。これからは、対策という点からそれをどのようにつなげるかという線、そしてさらには、その地域や町全体という面、そういうふうに進む展開が重要かなというふうに思っております。新型コロナウイルスの一刻も早い終息を願い、これにて私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

今回は、明日10日午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時08分）